

参考情報③
契約約款等

契約約款等

音声利用 I P 通信網サービス契約約款（抜粋）

第 1 章 総則

実施 平成15年10月29日

（約款の適用）

第 1 条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約付願国際電気通信規則（平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号）及び国際海衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和 54 年条約第 5 号）の規定に基づき、この音声利用 I P 通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 19 条第 1 項及び同法第 20 条第 1 項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用 I P 通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第 20 条第 5 項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。（注）本条のほか、当社は、音声利用 I P 通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

（約款の変更）

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信（電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としてインターネット・プロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7 音声利用 I P 通信網サービス	音声利用 I P 通信網を使用して行う電気通信サービス
7 の 2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
8 音声利用 I P 通信網サービス取扱所	(1) 音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
9 所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その音声利用 I P 通信網サービスの契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所
9 の 2 取扱所交換設備	音声利用 I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備
10 第 1 種契約	当社から第 1 種サービスの提供を受けるための契約
10 の 2 第 1 種契約者	当社と第 1 種契約を締結している者
10 の 3 第 2 種契約	当社から第 2 種サービスの提供を受けるための契約
10 の 4 第 2 種契約者	当社と第 2 種契約を締結している者
10 の 5 第 3 種契約	当社から第 3 種サービスの提供を受けるための契約
10 の 6 第 3 種契約者	当社と第 3 種契約を締結している者
11 契約者	第 1 種契約者、第 2 種契約者又は第 3 種契約者
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第 33 条第 9 項若しくは第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 2 条第 3 項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第 29 条第 11 項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
13 接続契約者回線	音声利用 I P 通信網と相互に接続する電気通信回線（別記 1 の（1）に定めるものとします。）であって、専ら第 1 種サービスの利用のために設置されるもの
13 の 2 利用回線	別記 1 の（2）から（4）に定める電気通信回線であって、音声利用 I P 通信網サービスに係るもの
13 の 3 契約者回線	第 3 種契約に基づいて取扱所交換設備とその取扱所交換設備のある音声利用 I P 通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
13 の 4 接続契約者回線等	(1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) 契約者回線 (4) 当社が必要により設置する電気通信設備
14 回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
14 の 2 収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている音声利用 I P 通信網サービス取扱所
15 端末設備	接続契約者回線等の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって 1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16 サービス接続点	音声利用 I P 通信網と当社が別に定める電気通信設備との接続点 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、電話サービスの契約約款に規定する電話網、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網又は I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網とします。

17 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18 の 2 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等との接続の技術的条件
19 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
19 の 2 リルーティング通信等	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用 I P 通信網内で接続する通信
20 相互接続通信	相互接続点と他の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）
21 契約者回線等	(1) 接続契約者回線等 (2) 相互接続点 (3) 電話サービスの契約約款第 3 条（用語の定義）の表の 29 欄の（1）に規定するもの (4) 総合デジタル通信サービス契約約款第 3 条（用語の定義）の表の 26 欄の（1）に規定するもの
22 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（外国における取扱いの制限）

第 4 条 音声利用 I P 通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 1 章の 2 音声利用 I P 通信網サービスの種類

（音声利用 I P 通信網サービスの種類）

第 4 条の 2 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
第 1 種サービス	接続契約者回線等相互間において、内線通信機能の利用により内線番号を用いた通信を行うことが可能なもの
第 2 種サービス	第 1 種サービス又は第 3 種サービス以外のもの
第 3 種サービス	契約者回線の終端が音声利用 I P 通信網サービス取扱所内となるもの

2 音声利用 I P 通信網サービスには、料金表に規定する通信又は保守の態様による品目及び細目があります。

第 2 章 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域

（音声利用 I P 通信網サービスの提供区域）

第 5 条 当社の音声利用 I P 通信網サービスは、別記 1 に定める提供区域において提供します。

第 3 章 契約

第 1 節 第 1 種サービスに係る契約

（契約の単位）

第 6 条 当社は、1 の回線収容部又は 1 の利用回線ごとに 1 の第 1 種契約を締結します。この場合、第 1 種契約者は、1 の第 1 種契約につき、1 人に限ります。

（接続契約者回線の収容）

第 7 条 当社は、当社が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所の 1 の回線収容部に 1 の接続契約者回線を収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の音声利用 I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第 40 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、他の音声利用 I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（契約申込の方法）

第 8 条 第 1 種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 接続契約者回線の終端の場所又は利用回線の契約者回線番号

(2) その他契約申込の内容を特定するための事項

（契約申込の承諾）

第 9 条 当社は、第 1 種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 1 種契約の申込みを承諾しなくてもことがあります。

(1) 第 1 種契約の申込みをした者が、その第 1 種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) 第 1 種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第 1 種契約の申込みをした者が第 1 種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(5) 第 45 条（利用に係る契約者の義務）又は第 47 条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 10 条 削除

（契約者回線番号）

第 11 条 第 1 種サービスの契約者回線番号は、1 の回線収容部又は 1 の利用回線ごとに当社が定める。

2 第 1 種契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出てください。

3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第 1 種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

5 前 2 項の規定により、第 1 種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第 1 種契約者に通知します。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第 40 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第 1 種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

（請求による契約者回線番号の変更）

第 12 条 第 1 種契約者は、迷惑電話（いづらず、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に対し当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（回線収容部の変更）

第 13 条 第 11 条（契約者回線番号）第 2 項に規定する届出により、その接続契約者回線について他の音声利用 I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第 9 条（契約申込の承諾）第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

（その他の契約内容の変更）

第 14 条 第 1 種契約者は、第 8 条（契約申込の方法）第 1 項第 2 号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

契約約款等

(利用の一時中断)

第15条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第1種サービスの利用の一時中断（その回線取容部及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第1種契約に係る利用権の譲渡)

第16条 第1種契約に係る利用権（契約者が契約に基づいて音声利用IP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第1種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第1種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用回線を使用している場合は、その利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
 - (2) 第1種契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその第1種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同じの者とならないとき。
 - (3) 第1種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第1種契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 相互接続点との間の通信を伴う第1種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- 4 第1種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

(第1種契約者が行う第1種契約の解除)

第17条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第18条 当社は、第23条（利用停止）の規定により第1種サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種契約を解除することがあります。

2 当社は、第1種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種サービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第1種契約を解除することがあります。

- (1) 利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。
- (2) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第1種サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 利用回線の移転等により音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (4) 接続契約者回線等について当社と契約を締結している者と同じの者でないことについて、その事実を知ったとき。

4 当社は、前3項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第19条 第1種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 第2種サービスに係る契約

(契約の単位)

第19条の2 当社は、1の利用回線ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は、1の第2種契約につき、1人に限ります。

(契約申込の方法)

第19条の3 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第2種サービスの細目
- (2) 利用回線の契約者回線番号
- (3) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第19条の4 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種契約の申込みをした者が、その第2種契約に係る利用回線の契約を締結している者と同じの者とならないとき。
- (2) 第2種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第2種契約の申込みをした者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線番号)

第19条の5 第2種サービスの契約者回線番号は、1の利用回線ごとに当社が定めます。

2 利用回線の移転等により、その第2種サービスの契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

4 前2項の規定により、第2種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

(細目の変更)

第19条の6 第2種契約者は、細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の4（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第19条の7 第2種契約者は、第19条の3（契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の4（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第2種契約に係る利用権の譲渡)

第19条の8 第2種契約に係る利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、その第2種契約に係るIP通信網契約に関する権利の譲渡の承認の請求に併せて、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
 - (2) 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が、その第2種契約に係る利用回線の利用権を譲り受けようとする者と同じの者とならないとき。
 - (3) 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 相互接続点との間の通信を伴う第2種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- 4 第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第2種契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

(当社が行う第2種契約の解除)

第19条の9 当社は、第23条（利用停止）の規定により第2種サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することがあります。

2 当社は、第2種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、

は、前項の規定にかかわらず、第2種サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第2種契約を解除します。

- (1) 利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。
- (2) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第2種契約に係る利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 利用回線の移転等により音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (4) 利用回線について当社と契約を締結している者と同じの者でないことについて、その事実を知ったとき。

4 当社は、前3項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第19条の10 請求による契約者回線番号の変更、利用の一時中断、第2種契約者が行う第2種契約の解除の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとしします。

2 前項に規定するほか、第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第3節 第3種サービスに係る契約

(契約の単位)

第19条の11 当社は、1の契約者回線ごとに1の第3種契約を締結します。この場合、第3種契約者は、1の第3種契約につき、1人に限ります。

(契約者回線の終端等)

第19条の12 当社は、音声利用IP通信網サービス取扱所内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、取容音声利用IP通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(契約申込の方法)

第19条の13 第3種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 取容音声利用IP通信網サービス取扱所
- (2) 第3種サービスの品目
- (3) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第19条の14 当社は、第3種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第3種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 第3種契約の申込みをした者が第3種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (4) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本契約期間)

第19条の15 第3種サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより基本契約期間があります。

- 2 前項の基本契約期間は、音声利用IP通信網サービスの提供を開始した日から起算して、1年間とします。
- 3 第3種契約者は、前項の基本契約期間中に契約の解除又は品目の変更によりその第3種契約に係る基本額に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。
(契約者回線番号)

第19条の16 第3種サービスの契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

- 2 契約者回線の移転等により、その第3種サービスの契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。
- 3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第3種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。
- 4 前2項の規定により、第3種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第3種契約者に通知します。
(注) 当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第3種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。
(品目の変更)

第19条の17 第3種契約者は、品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の14（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第19条の18 第3種契約者は、第19条の13（契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の14（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
(第3種契約に係る利用権の譲渡)

第19条の19 第3種契約に係る利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第3種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により第3種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) 第3種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第3種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 相互接続点との間の通信を伴う第3種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (3) 第3種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第3種契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

(当社が行う第3種契約の解除)

第19条の20 当社は、第23条（利用停止）の規定により第3種サービスの利用を停止された第3種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第3種契約を解除することがあります。

2 当社は、第3種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第3種サービスの利用停止をしないでその第3種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第3種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第19条の21 請求による契約者回線番号の変更、利用の一時中断、第3種契約者が行う第3種契約の解除の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとしします。

2 前項に規定するほか、第3種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1類（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 利用中止及び利用停止 (利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上又は音声利用IP通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完声呼（相手先の応答前に発信を止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあるときと当社が認めたとき。
- (3) 第26条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (4) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

- (1) 本条第1項第1号、第3号及び第4号に該当するとき
当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる通知を行います。
- (2) 本条第1項第2号に該当するとき
当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

3 第1項に規定する場合のほか、音声利用IP通信網サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)
第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利用IP通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 接続契約者回線を第1種サービスの利用以外の用途に使用したときと当社が認めたとき。
- (4) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反したときと当社が認めたとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第1項第4号により、音声利用IP通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 通信

(相互接続点との間の通信等)

- 第24条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。
- 第25条 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）、は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通信の切斷)

第25条 当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切斷することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

(通信利用の制限等)

第26条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関と設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りする。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を行うことができます。

	機 関 名	
気象機関	防衛機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関
水防機関	輸送の確保に直接関係がある機関	選挙管理機関
消防機関	通信の確保に直接関係がある機関	別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
災害救助機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関	預貯金業務を行う金融機関
警察機関	ガスの供給の確保に直接関係がある機関	国又は地方公共団体の機関

- 1 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 2 前2項に規定するほか、契約者は、当社とは協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合には、その音声利用IP通信網サービスを利用できないことがあります。

(通信時間等の制限)

第27条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することができます。

(通信時間の測定等)

第28条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2類（通信料金）に定めるところによります。

第28条の2 削除

(国際通信の取扱い地域)

第29条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第2類（通信料金）に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第30条 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）
- (3) その他当社が別に定める通信

2 第1項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3 当社は、前2項にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することができます。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

- (注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。
- (注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。
- (注3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報開示サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第31条 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
- 2 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。
(注) 本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用IP通信サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

- 第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用IP通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用IP通信網サービスを利用できない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要しません。
(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用IP通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合は又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する状態を除きます。）、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限りする。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金
3 回線収容部の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更若しくは移転又は第1種サービスに係る接続契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、音声利用IP通信網サービスを利用できなかった期間が生じたとき（契約者の都合により音声利用IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）、	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
(通信料金の支払義務)

第33条 契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 契約者は、接続契約者回線等第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)又は(4)に規定するものとの間の通信について、音声利用IP通信網サービスに係る部分と電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
ただし、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)又は(4)に規定するものから接続契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

4 前3項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第1表第1類（基本料金）又は同表第2類（通信料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）、は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参照するものとします。
(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、別記4及び別記12から別記15に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第34条 契約者は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
ただし、工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。
この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第35条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に關して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金であっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、四年の割合を含み期間についても、365日当たりの割合とします。

第8章 保守

(契約者の維持責任)

第38条の2 第3種契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第39条 契約者は、音声利用IP通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、音声利用IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣して結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第40条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定められたものに限りします。

契約約款等

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 遊学管理機関に設置されるもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第41条 当社は、音声利用IP通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚局を行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備にきける障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限りません。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するの音声利用IP通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- 料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金
- 料金表第1表第2類（通信料金）に規定する通信料金（音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により音声利用IP通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1類に別設の定めがある場合は、その定めるところによりします。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日間の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第42条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件的規定の変更（取扱交換設備の変更に伴う技術的条件的規定の適用の変更を含みます。）により、現に接続契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第43条 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承認を受けた者（以下この条において「契約者等」といいます。）は、別記16に定める協定事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記16に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。

ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用が、そのとき、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第44条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときは又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別設の定めがある場合は、その定めるところによりします。

(利用に係る契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用IP通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくろうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第45条の2 第3種契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4の2に定めるところによりします。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が指定する事業所において、音声利用IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び音声利用IP通信網サービスを利用するうえで参考となる別記17の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(利用上の制限)

第47条 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスを行います。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名等の通知)

第48条 契約者は、協定事業者（その契約者他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の発信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を記載した電子メールを、その付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者からの通知)

第49条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第50条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限りません。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による音声利用IP通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第51条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がその約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限りません。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(電話帳の発行)

第52条 当社は、別記5に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(番号案内)

第53条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。

2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス契約約款第99条（電話番号案内）から第101条（相互接続番号案内に係る料金の取扱い）の規定に準じて取り扱います。

(番号情報の提供)

第54条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第52条（電話帳の発行）及び第53条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった第1種契約、第2種契約及び第3種契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために当社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。

2 契約者は、当社が前項の規定により登録した番号情報は電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限りません。）に提供することについて、同意していただきます。

(注1) 本条第2項に規定する者は、当社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等については、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に当社が提供します。

(法令に規定する事項)

第55条 音声利用IP通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによりします。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6に定めるところによりします。

(関電)

第56条 この約款において、当社が別に定めるところとしての事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等

(1) 第1種サービスについて、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目、取扱いの単位、チャネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。この場合において、第1種サービスの提供区域は、接続契約者回線の終端とすることができる区域とします。

電気通信サービスの名称	契約者回線の品目等	取扱いの単位	チャネル数の上限	終端の場所とすることができる区域	
				終端のうち回線収容部に収容されるもの	終端のうち左記以外のもの
1 LAN型通信網サービス契約約款に規定する第2種サービス（西金宮第118号（平成18年3月29日）の附則に係るものに限ります。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取扱いします。	接続契約者回線1回線ごとに600チャネルまで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域

契約約款等

2 LAN型通信網サービス契約約款に規定する第1種サービス	1 Mb/s	左記の電気通信サービスに係る契約者回線等の区別が同一である2の契約者回線（1のLAN型通信網契約に係るものであって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものに限り、）を1の接続契約者回線として取扱います。	接続契約者回線1回線ごとに5チャンネルまで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域
	2 Mb/s		接続契約者回線1回線ごとに10チャンネルまで		
	5 Mb/s		接続契約者回線1回線ごとに30チャンネルまで		
	10 Mb/s		接続契約者回線1回線ごとに90チャンネルまで		
	100 Mb/s		接続契約者回線1回線ごとに600チャンネルまで		
備考 LAN型通信網契約（接続契約者回線に係るものとします。）に係る中継回線の区別及び取容部分に取容される契約者回線の数等については、第1種サービスの提供において支障が生じないことについて当社が認めるものに限り、ます。					
3 LAN型通信網サービス契約約款に規定する第2種サービス	1 Mb/s	左記の電気通信サービスに係る2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取り扱います。ただし、料金表に規定する多重回線取容機能を利用している場合は、1の論理パスを1の接続契約者回線とみなして取り扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに5チャンネルまで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域
	2 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに10チャンネルまで		
	3 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに20チャンネルまで		
	4 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに30チャンネルまで		
	5 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに40チャンネルまで		
	10 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに90チャンネルまで		
	20 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに190チャンネルまで		
	30 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに290チャンネルまで		
	100 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに600チャンネルまで		
	備考 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用IP通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社が認めるものに限り、ます。				
4 協定事業者の契約約款等に規定する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限り、）	当社が別に定める品目等	左記の電気通信サービスに係る電気通信設備であって2の終端の間の通信のみを行うことができるものを1の接続契約者回線として取扱います。ただし、多重回線取容機能を利用している場合は、1の論理パスを1の接続契約者回線とみなして取り扱います。	接続契約者回線1回線ごとに当社が別に定める数まで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域
	備考 1 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用IP通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社が認めるものに限り、ます。 2 上記の2の終端は、同一の都道府県の区域内に設置されたものとします。				

(2) 第1種サービスについて、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第1種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービスの名称及び品目等	取扱いの単位	チャンネル数の上限	その電気通信サービスを利用回線とする第1種サービスの提供区域
1 IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1の100Mb/sのプラン2に係るものに限り、）	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに30チャンネルまで	当社が別に定める区域
2 IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1の1Gb/sのプラン1に係るものに限り、）	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに100チャンネルまで	当社が別に定める区域

(3) 第2種サービス（タイプ1に係るものに限り、）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

区分	電気通信サービスの名称及び品目等	取扱いの単位	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
メニュー1に係るもの	1 IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るものに限り、）	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	当社が別に定める区域
	2 IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ1に係るものに限り、）	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	当社が別に定める区域
	3 IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ2に係るものに限り、）	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	当社が別に定める区域
メニュー2に係るもの	IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るものに限り、）	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	当社が別に定める区域

(4) 第2種サービス（タイプ2に係るものに限り、）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービスの名称及び品目等	取扱いの単位	チャンネル数の上限	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
1 IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るものに限り、）	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに32チャンネルまで	当社が別に定める区域
2 IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3、200Mb/s又は1Gb/sに係るものに限り、）	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに8チャンネルまで	当社が別に定める区域
3 IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1の1Gb/sのプラン2に係るものに限り、）	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに100チャンネルまで	当社が別に定める区域

- (5) 第3種サービスの提供区域は、当社が別に定める区域とします。
 (6) 当社の音声利用IP通信網サービスの提供区域は、次の区間とします。
 ア 回線取容部と回線取容部（当社が必要により設置する電気通信設備を含みます。以下（6）において同じとします。）又は相互接続点との間
 イ サービス接続点と回線取容部、サービス接続点（IP通信網とのサービス接続点に限り、）、利用回線（タイプ2に係るものに限り、）。以下（6）において同じとします。
 ウ 利用回線と回線取容部、利用回線、契約者回線又は相互接続点との間
 エ 契約者回線と回線取容部、契約者回線又は相互接続点との間

- 2 契約者の地位の承継
 (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
 (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（接続契約者回線等（契約者回線を除きます。）に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同じの者としていただきます。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを要したときも同様とします。
 (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
 (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その契約に係る接続契約者回線等（契約者回線を除きます。）の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
- 3 契約者の氏名等の変更の届出
 (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
 ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届出がないときは、第18条（当社が行う第1種契約の解除）、第19条の9（当社が行う第2種契約の解除）、第19条の20（当社が行う第3種契約の解除）及び第23条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもち、その通知を行ったものとみなします。
 (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 4 相互接続通信の料金の取扱い
 (1) 別記15（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（（3）から（6）に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記15に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。
 ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類（基本料金）、同表第2類（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 (2) (1)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
 (3) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記12に規定する中継事業者若しくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る相互接続通信については、当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り、）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
 ア 無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社が別に定めるものに限り、）の料金の取扱いは、次のとおりとします。以下の別記4において同じとします。以外の他社相互接続通信を伴うときは、その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。
 イ 無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき、その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

契約約款等

- (4) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記12に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限りず。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによりします。
- イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (5) (1)から(4)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したもへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによりします。
- (6) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア イ以外のとき。
- その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによりします。
- イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信
- その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによりします。

4の2 第3種契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その第3種契約者から提供していただきます。
- ただし、第3種契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が第3種契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、第3種契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 第3種契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 電話帳

- (1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。
- (3) 契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

5の2 自営端末設備の接続

- (1) 第3種契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）を、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示が付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは当社所定の書面にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、その請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- イ その接続が事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 第3種契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 第3種契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 第3種契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

5の3 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、第3種契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、第3種契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。
- 5の4 自営電気通信設備の接続
- (1) 第3種契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 第3種契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 第3種契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 第3種契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

5の5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

- 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の3（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

7 料金明細内訳情報の提供

当社は、あらかじめ第2種契約者又は第3種契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより提供します。

7の2 時報サービス

- (1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

- (2) 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

8 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
- ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
- ア 契約の申込みの承諾年月日
- イ 契約者回線番号
- ウ 契約者の住所又は居所及び氏名
- エ 接続契約者回線等の終端のある場所
- オ その音声利用IP通信網サービスの種類、品目及び細目
- カ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
- キ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第4表第1（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

9 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、所属音声利用IP通信網サービス取扱所において、その音声利用IP通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第4表第2（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。
- 10 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 当社は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限りず。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

10の2 端末設備の提供

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。
- (2) (1)の場合において、請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

10の3 情報料回収代行の承諾

- 第2種契約者又は第3種契約者は、有料情報サービス（音声利用IP通信網サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者(以下「情報提供者」といいます。)を支払う当該サービスの料金の(有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

10の4 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記10の3（情報料回収代行の承諾）の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その第2種契約者又は第3種契約者に請求します。この場合、その利用に係る第2種サービス又は第3種サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

10の5 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

12 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）
3 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービス（別記13（携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス）に規定するものに限ります。）を提供する協定事業者
4 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
5 無線呼出し事業者	無線設備規則（昭和25年電波管理委員会規則第18号）第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
6 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号（別記14（IP電話事業者の電気通信番号）に規定するものに限ります。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

13 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

区 分	電気通信サービス
グループ1-A	当社が別に定める電気通信サービス
グループ1-B	当社が別に定める電気通信サービス
グループ1-D	当社が別に定める電気通信サービス

14 IP電話事業者の電気通信番号

区 分	使用される電気通信番号
グループ2-A	当社が別に定める番号
グループ2-B	当社が別に定める番号
グループ2-C	当社が別に定める番号

契約約款等

15 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等 着信側の電気通信設備：端末系事業者、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS事業者、無線呼出し事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限ります。）	当社	当社	その通信の発信に係る契約者	この約款の定めるところによります。
2 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)から(5)以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者
	(2) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者
	(3) 東日本電信電話株式会社に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。）から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者
	(4) 電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合（(2)又は(3)の場合を除く。）	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者
	(5) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約者
3 発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
	(2) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約者
4 発信側の電気通信設備：PHS事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)以外の場合	PHS事業者	同左	そのPHS事業者の契約約款等に定めるところによります。
	(2) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約者
5 発信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	IP電話事業者	同左	そのIP電話事業者の契約約款等に規定する者	そのIP電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

16 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

17 技術資料の項目

- 1 電気通信回線設備と端末設備の分界点
- 2 基本的な通信形態とインタフェース等

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月によって計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に音声利用IP電話サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に音声利用IP電話サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始等）があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第32条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第32条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 6 (端数処理)
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 7 (料金等の支払い)
契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する音声利用IP電話サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 9 第2種契約者（メニュー3に係る契約者を除きます。）は、当社が指定する音声利用IP電話サービス取扱所における通信料金（当社が別に定める通信に係るものを除きます。）の支払いについては、電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定するテレホンカード（未使用のものに限ります。）を利用することができるものとします。この場合の取扱いについては、電話サービス契約約款に規定するテレホンカードによる通話料金の支払いの場合に準ずるものとします。
(注) 当社が別に定める通信は、フリーアクセス通信とします。
- 10 (料金一括後払い)
当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 11 (前受金)
当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 11に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。
- 12 (消費税相当額の加算)
第32条（基本料金の支払義務）の規定から第35条（工事費の支払義務）の規定、第53条（番号案内）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。
(注1) 12において、この料金表に定められている額は、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。
(注2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。
(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。
(料金等の臨時減免)
13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の音声利用IP電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(重複掲載及び付帯サービスの料金を除きます。)

第1類 基本料金
第1 第1種サービスに係るもの
1 適用

区 分	内 容	
(1) 基本額の適用	当社は、基本額について、1回線収容部又は1利用回線ごとに適用します。	
(2) 事業所番号ルーチング機能の付加機能使用料の加算額の適用	事業所番号ルーチング機能の付加機能使用料の加算額は、この機能を利用する回線収容部又は利用回線において利用することができるすべてのチャネルについて適用します。	
(3) ユニバーサルサービス料の適用	2-4に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する第1種サービス又は付加機能の提供を受けている第1種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。	
	区 分	電気通信番号
	第1種サービス	契約者回線番号
	着信課金機能(フリーアクセスひかりワイド)	着信課金番号
(4) サービス品質(稼働率SLA)に係る利用料金の返還	ア 当社は、当社又は接続契約者回線に係る協定事業者（以下この欄において「当社等」といいます。）の責めに帰すべき理由により、第1種サービス（当社が別に定める接続契約者回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（その第1種契約に係る電気通信設備によるすべての通信に支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合（次の各号のいずれかに該当する理由により生じた場合を除きます。）に、いかに規定するSLA基準期間における稼働率が99.9%未満であったときは、その第1種契約者に対して生じた場合を除きます。そのSLA基準期間終了後に返還します。ただし、そのSLA基準期間の終了日より前に第1種契約の解除があった場合又は接続契約者回線等について当社が別に定める接続契約者回線以外のものへの変更があった場合は、この限りではありません。 (ア)当社等が第1種サービス又は接続契約者回線に係る電気通信サービスの利用の中止をあらかじめその第1種契約者に通知したとき。 (イ)特定の接続契約者回線から、多数の不完了呼を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがある当社が認めるとき。 (ウ)通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったとき。 (エ)回線収容部の変更又は接続契約者回線に係る終端の場所の変更に伴うとき。 (オ)端末設備によるものであるとき。 (注)アの規定によりSLA返還額を返還する場合には、利息を付さないこととします。	

イ SLA基準期間は、12月1日から翌年の11月30日までの1年間とします。
 ただし、12月1日以外の日に第1種サービスの提供を開始した場合又は接続契約者回線等を当社が別に定める接続契約者回線以外のものから当社が別に定める接続契約者回線に変更した場合は、その第1種サービスの提供を開始した日又は接続契約者回線を変更した日から11月30日までとします。

ウ 稼働率は、次の算式により算出します。

$$\text{稼働率}(\%) = \left[1 - \frac{\text{アに規定する第1種サービスが全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知ったときからその状態が継続した時間の累積時間}}{\text{SLA基準期間に相当する時間}} \right] \times 100$$

(注)この場合における時間の測定は、分単位で行います。

エ SLA返還額は、SLA基準期間において第32条(基本料の支払義務)及び料金表通則の規定により支払いを要することとなった基本額及び番号使用料の合計額に、次表に規定するSLA減額率を乗じて得た額とします。

稼働率	SLA減額率
99.8%以上99.9%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	5%
90.0%以上95.0%未満	10%
90%未満	20%

オ 当社は、アの規定によりSLA返還額を返還する場合において、第32条(基本料金の支払義務)の規定により支払いを要しないこととする料金又は第41条(責任の制限)の規定により当社が賠償する額は、この欄の適用前の基本額及び番号使用料に基づいて算定することとします。

2 料金額

2-1 基本額

1チャンネルごとに800円(税込価格840円)

2-2 番号使用料

区 分	単 位	料 金 額
番号使用料	1 契約者回線番号ごとに	100円(税込価格105円)

2-3 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額(月額)
代表機能	基本機能	2以上の契約者回線番号(同一の接続契約者回線等に属するものに限りません。))について、それらの契約者回線番号を代表する代表番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、通信が可能ないずれか1の契約者回線番号(代表番号を除きます。)に接続することができる機能	—
	追加機能	代表番号機能 この機能に係る接続契約者回線等から行う通信について、代表番号を着信先の契約者回線等に通知する機能	—
着信転送機能	基本機能	その契約者回線番号に着信する通信を、応答後又は応答前に、第1種契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限りません。)に転送することができる機能	—
	追加機能	着信転送機能 その契約者回線番号に着信する通信のうち、第1種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限りません。)から着信する通信のみを転送する機能	—
	備考	1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上わたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 4 この機能に係る通信(応答後に転送した場合を除きます。)については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 この機能に係る通信(応答後に転送した場合に限ります。)については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信、この機能に係る接続契約者回線等から転送先への呼出しを行う通信及びこの機能に係る接続契約者回線等から転送先への通信のうち呼出し以外のものの3の通信として取扱います。 6 着信転送機能については、スケジュールパターン(その機能の利用開始時刻及び終了時刻を第1種契約者があらかじめ定めたものをいいます。以下同じとします。)を当社が指定する方法により登録していただくことに基づいて、そのスケジュールパターンによりその機能を利用することができます。	—
複数転送先着信転送機能(フォロワー)		その契約者回線番号又は内線番号(当社が別に定めるものを除きます。)に着信する通信に対して端末設備が応答しない場合に、その通信を第1種契約者が指定する第1順位又は第2順位の番号(当社が別に定めるものに限りません。)へ転送することができる機能	1 契約者回線番号又は内線番号ごとに 200円 (税込価格210円)
	備考	1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 2 第2順位の番号を指定する場合は、第1順位の番号として内線番号を指定していただきます。 3 第1順位の番号として内線代表番号を指定した場合は、第2順位の番号へ転送することはできません。 4 この機能による第2順位の番号への転送については、第1順位の番号へ着信する通信に対して端末設備が応答しない場合に限り行います。 5 この機能を利用する場合において、転送が2回以上わたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 6 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は内線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 7 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。	—

着信許可機能	第1種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定める数以下とします。以下この欄において同じとします。)又は登録した番号以外の番号を着信のみを通信可能にする機能		—	—
	備考	1 この機能を利用している第1種契約者について、第1種サービスに係る利用権の譲渡があったときは、その指定通信着信許可機能を廃止します。 2 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。	—	—
内線通信機能	基本機能	当社が別に定めるところにより内線番号を用いた通信を行うことができる機能	ア 追加機能の利用が可能なもの	1 回線収容部又は1 利用回線において当社が利用可能とした1の内線番号ごとに 600円 (税込価格630円)
			イ ア以外のもの(簡易内線通信機能)	1 回線収容部又は1 利用回線において当社が利用可能とした1の内線番号ごとに 100円 (税込価格105円)
追加機能	内線代表機能	基本機能	内線代表番号グループ(2以上であって40以下の内線番号(同一の接続契約者回線等に属するものに限りません。))からなるグループをいいます。以下同じとします。))について、それらの内線番号を代表する内線代表番号(内線番号(その内線代表番号グループに属するものを除きます。))又は契約者回線番号とします。))に着信があった場合に、通信可能ないずれか1の内線番号に接続することができる機能	—
		追加機能	変更機能 第1種契約者があらかじめ指定した1以上の内線代表番号グループに係る番号に着信する通信を、応答前に、それらの内線代表番号グループに属する内線番号からの要求により、その内線番号に着信先を変更することができる機能	—
		保留機能	内線代表番号グループに係る番号に着信する通信を、応答後に保留状態にしたのち、その内線代表番号グループに属する内線番号からの要求により、その内線番号に着信することができる機能	—
	内線通信機能	その内線番号に着信する通信を、応答後又は応答前に、第1種契約者が指定した他の番号(当社が別に定めるものに限りません。)に転送することができる機能	—	
内線通信機能	特定の内線番号からの発信の一部を規制できる機能	—	—	
着信識別機能	第1種契約者が属する回線収容部グループ(第1種契約者が指定する1以上の回線収容部又は利用回線(その回線収容部又は利用回線に係る第1種契約者がその指定を行う者と同一の者となるものに限りません。))からなるグループをいいます。以下同じとします。))に係る契約者回線番号又は内線番号(当社が別に定めるものを含まず。))から着信したことを識別するための信号を送出する機能	—	—	
ローミング機能	第1種契約者が属する同一回線収容部グループに含まれる他の回線収容部又は利用回線(以下この欄において「ローミング先回線」といいます。))において、この機能を利用する内線番号(内線代表番号を除きます。以下、この欄において同じとします。))を用いた通信を行うことができる機能	1 回線収容部又は1 利用回線につき1内線番号ごとに	100円 (税込価格105円)	
備考	1 基本機能を利用した通信の着信は、基本機能又は事業所番号ルーチング機能を利用している回線収容部又は利用回線であって、同一の回線収容部グループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。 2 内線通信着信転送機能を利用する場合において、転送が2回以上わたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 内線通信着信転送機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は内線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 4 内線通信着信転送機能に係る通信(応答後に転送した場合を除きます。))については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 内線通信着信転送機能に係る通信(応答後に転送した場合に限ります。))については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信、この機能に係る接続契約者回線等から転送先への呼出しを行う通信及びこの機能に係る接続契約者回線等から転送先への通信のうち呼出し以外のものの3の通信として取扱います。 6 内線通信着信転送機能については、スケジュールパターンを当社が指定する方法により登録していただくことにより、そのスケジュールパターンに従ってその機能を利用することができます。 7 拠点間ローミング機能を利用してローミング先回線から内線番号以外の番号への通信を行うときは、ローミング先回線に付与された契約者回線番号のうち、あらかじめ第1種契約者が指定するものから発信していただきます。 8 拠点間ローミング機能を利用する場合、ローミング先回線において内線代表機能を利用した通信を行うことはできません。		—	—
多重回線収容機能	1又は複数の論理バス(この機能を利用するために、当社があらかじめ指定する方法により別記1)に規定する電気通信サービスに係る2以上の契約者回線上に設定された論理的な電気通信回線をいいます。以下同じとします。))について、1の論理バスごとに1の回線収容部へ収容する機能		1の多重回線収容部グループ(1の当社が別に定める契約者回線に係る論理バスを収容する回線収容部からなるグループをいいます。以下同じとします。))ごとに	30,000円 (税込価格31,500円)
備考	1 1の多重回線収容部グループを構成する回線収容部の数は、22までとします。 2 1の多重回線収容部グループを構成するチャンネル数は、600までとします。 3 当社は、料金返還その他の場合において1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料を確定する必要が生じたときには、料金月ごとに次の算式により算出します。		その回線収容部の利用日数 × その多重回線収容部グループに係るすべての回線収容部の延べ利用日数	
	1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料		=	
	その多重回線収容部グループに係る多重回線収容機能の付加機能使用料		×	
	4 3の場合において、その多重回線収容部グループに係る多重回線収容機能の付加機能使用料から、その多重回線収容部グループを構成するすべての回線収容部について3の規定により算出した1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を当社が指定する回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料に加算します。		—	

契約約款等

事業所番号ルーチン機能	事業所番号(同一の回線収容部グループに属する回線収容部又は利用回線を識別するための番号をいいます。)を用いて発信された通信を、その事業所番号に係るルーチン先番号(この機能を利用する回線収容部又は利用回線に付与された契約者回線番号であって第1種契約者が指定したものをいいます。)*に着信させ、発信者が付加した番号をその接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能	基本額(1回線収容部又は1利用回線ごと) 1,000円 (税込価格1,050円)	加算額(1回線収容部又は1利用回線に係る1のチャンネルごと) 100円 (税込価格105円)
	備考	この機能を利用した通信は、事業所番号ルーチン機能又は内線通信機能を利用している回線収容部又は利用回線であって、同一の回線収容部グループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。	
着信一括転送機能	基本機能	1の回線収容部又は利用回線に係る契約者回線番号又は内線番号に着信するすべての通信を、応答前に、第1種契約者がそれぞれあらかじめ指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)*に転送することができる機能	1回線収容部又は1利用回線ごと 3,000円 (税込価格3,150円)
	追加機能	故障情報通知機能 音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される監視装置から、第1種契約者の指定する契約者回線番号(以下「監視対象番号」といいます。)*に監視信号を送信し、その監視対象番号に係る自営端末設備が稼働していない状態にある当社が判断した場合に、その旨を記載した電子メールを第1種契約者が指定するメールアドレスへ送信する機能及び自営端末設備が稼働していないと判断される間、基本機能に係る転送を行うことができる機能	監視対象番号の数が1のもの 1監視装置ごと 5,000円 (税込価格5,250円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は内線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について関連しているため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送した通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 故障情報通知機能を利用する場合において、第1種契約者は、あらかじめ故障情報通知機能に係る区分、監視対象番号及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。 第1種契約者は5の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出てください。 故障情報通知機能において、第1種契約者は、監視対象番号が1のものについては1監視装置ごとに1の監視番号を、監視対象番号が2のものについては1監視装置ごとに2の監視番号を指定していただきます。 当社は、故障情報通知機能の提供に当たっては、1監視装置ごとに1のチャンネルを使用します。 故障情報通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことがあります。 <ol style="list-style-type: none"> 監視対象番号において他の付加機能を利用しているとき。 監視対象番号に係る自営端末設備において、故障情報通知機能に係る通信以外の通信が行われているとき。 その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。 第1種契約者は、故障情報通知機能を利用する回線収容部又は利用回線ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は1の回線収容部又は1利用回線につき当社が別に定める数以内とします。 当社は、当社が送信する電子メールについて、監視対象番号等を記載します。 第1種契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、関連のためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 		
不在案内機能	基本機能	その契約者回線番号又は内線番号に着信する通信の発信者に対し、不在の旨等のガイダンスを音声により案内する機能	同時に案内が可能な1の通信ごと 700円 (税込価格735円)
	追加機能	オリジナル機能 不在案内機能におけるガイダンスについて、オリジナルガイダンス(第1種契約者が、当社が別に定める方法によりあらかじめ作成するガイダンスをいいます。以下同じとします。)*を登録し、利用することができる機能	回線収容部グループにおいて登録する1のオリジナルガイダンスごと 500円 (税込価格525円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 不在案内機能については、当社が定めた音声ガイダンスを利用することができます。 不在案内機能において、発信者に対し同時に案内が可能な通信の数は回線収容部グループごとに500までとします。 オリジナルガイダンス機能において、第1種契約者があらかじめ登録できるオリジナルガイダンスの数は回線収容部グループごとに当社が別に定める数以内とします。 オリジナルガイダンスは1の回線収容部グループにおいて、共通して利用することができます。 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又は契約者が登録するオリジナルガイダンスが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該オリジナルガイダンスを消去することができます。この場合において、現に登録されているオリジナルガイダンスの案内を停止し、又はオリジナルガイダンスを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 当社は6の規定により、現に登録されているオリジナルガイダンスの案内を停止し、又はオリジナルガイダンスを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 当社は、料金返還その他の場合において1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を確定する必要があるときは、料金月ごとに次の算式により算定します。 $\frac{1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料}{その回線収容部グループに係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料} \times \frac{その回線収容部又は利用回線の延べ利用日数}{その回線収容部グループのうち不在案内機能を利用している回線収容部又は利用回線の延べ利用日数}$ 8の場合において、回線収容部又は利用回線の延べ利用日数の算定に当たっては、各々の回線収容部又は利用回線の延べ利用日数を合計したものとします。 9の場合において、回線収容部グループに係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料からその回線収容部グループのうち不在案内機能を利用しているすべての回線収容部又は利用回線について8の規定による算出した1の回線収容部又は利用回線のうちオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を当社が指定する回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料に加算します。 不在案内機能については、スケジュールパターンを当社が指定する方法により登録していただくことにより、そのスケジュールパターンに従ってその機能を利用することができます。 		

メッセージ録音機能	基本機能	その契約者回線番号に着信する通信の発信者に対し不在の旨等のガイダンスを音声により案内する機能、発信者のメッセージを録音し当社が別に定める方法によりその再生、消去を行うことができる機能及びメッセージの録音があった旨を記載した電子メールを第1種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1の回線収容部又は1の利用回線につき録音することができるメッセージ10件ごとに	300円 (税込価格315円)
	追加機能	オリジナル機能 メッセージ録音機能におけるガイダンスについて、オリジナルガイダンスを登録し、利用することができる機能		500円 (税込価格525円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 第1種契約者は、この機能を利用する回線収容部又は利用回線に係る契約者回線番号ごとに、当社が指定する方法によりスケジュールパターンを登録していただきます。 第1種契約者は、基本機能を利用する場合において、定型ガイダンス(当社があらかじめ用意する音声ガイダンスをいいます。)*のほか、個別ガイダンス(第1種契約者が、契約者回線等を利用して録音する音声ガイダンスをいいます。以下この欄において同じとします。)*を指定することができます。 第1種契約者は、この機能を利用する回線収容部又は利用回線ごとに録音することができるメッセージの数を、10を単位として指定していただきます。 第1種契約者は、契約者回線番号ごとに録音することができるメッセージの数を、10を単位として指定していただきます。この場合において、この機能を利用する回線収容部又は利用回線に係るすべての契約者回線番号において録音することができるメッセージの数の合計は、4の規定により指定したメッセージの数以内とします。 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に登録されているメッセージを消去することがあります。この場合において、当社はあらかじめそのことを第1種契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 当社は、6の規定により、現に登録されているメッセージを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 1メッセージあたりの録音時間及び保存期間は、当社が別に定めるところによります。 第1種契約者は、契約者回線番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は1の契約者回線番号につき1とします。 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等(電話番号サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等)をいいます。着信があった契約者回線番号、録音時間及び録音件数等を記載します。この場合において、あらかじめこの機能を利用するオリジナルガイダンスの案内が申出があった場合は、その録音されたメッセージについて当社が別に定める方法により保存した電子ファイルを添付します。 第1種契約者に録音があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、関連のためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。 オリジナルガイダンスは1の回線収容部グループにおいて、共通して利用することができます。 オリジナルガイダンス機能において、第1種契約者があらかじめ登録できるオリジナルガイダンスの数は当社が別に定める数以下とします。 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又は第1種契約者が登録するオリジナルガイダンス又は個別ガイダンス(以下「オリジナルガイダンス等」といいます。)*が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該オリジナルガイダンス等の案内を停止し、又はオリジナルガイダンス等を消去することができます。この場合において、現に登録されているオリジナルガイダンス等の案内を停止し、又はオリジナルガイダンス等を消去する場合は、当社はあらかじめそのことを第1種契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 当社は14の規定により、現に登録されているオリジナルガイダンス等の案内を停止し、又はオリジナルガイダンス等を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 当社は、料金返還その他の場合において1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を確定する必要があるときは、料金月ごとに次の算式により算出します。 $\frac{1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料}{その回線収容部グループに係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料} \times \frac{その回線収容部グループのうちオリジナルガイダンス機能を利用している回線収容部又は利用回線の延べ利用日数}{その回線収容部グループの延べ利用日数}$ 16の場合において、回線収容部又は利用回線の延べ利用日数の算定に当たっては、各々の回線収容部又は利用回線の延べ利用日数を合計したものとします。 16の場合において、回線収容部グループに係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料からその回線収容部グループのうちオリジナルガイダンス機能を利用しているすべての回線収容部又は利用回線について16の規定による算出した1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を当社が指定する回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料に加算します。 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 			
着信課金機能(フリーアクセスサービス(ひかりワイド))	基本機能	その契約者回線番号に係る着信先へ、あらかじめ契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号(契約者の請求により、当社が付与した番号であって、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。)*により行う通信(以下「フリーアクセス通信」といいます。)*に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る第1種契約者(話中時延回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用している契約者回線番号へ行う通信であって、第1種契約者があらかじめ指定した契約者回線番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号に係る第1種契約者とします。)*とし、その契約者回線番号に係る第1種契約者に課金する機能	基本額(1着信課金番号ごと)	2,000円 (税込価格2,100円)
	追加機能	共通番号機能 1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号ごと)	350円 (税込価格367.5円)
備考	話中同時機能 この機能を利用する契約者回線番号(以下この表において「迂回元回線番号」といいます。)*がフリーアクセス通信により通信中の場合に、その契約者回線番号へのフリーアクセス通信を、第1種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の迂回元回線番号ごと) 800円 (税込価格840円)		
備考	振分接続機能 1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ(第1種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号(着信課金機能を利用しているものに限ります。)*又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。)*を構成する着信先ごとに、第1種契約者があらかじめ指定した着信回線の割合に振り分け、契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごと) 700円 (税込価格735円)		

	受付先変更機能	第1種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号(以下この表において「受付先変更元番号」といいます。)*へのフリーアクセス通信を、第1種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の受付先変更元番号ごとに)	1,000円 (税込価格1,050円)
	案内機能	第1種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号ごとに)	650円 (税込価格682.5円)
備考	<p>1 当社は、1契約者回線番号ごとに1の着信課金番号を付与します。ただし、その契約者回線番号において複数拠点共通番号機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号に1の着信課金番号を付与します。</p> <p>2 着信課金番号を付与された第1種契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p>3 この機能を利用している契約者回線番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信、移動体通信、PHS通信又は公衆通信に限ります。</p> <p>4 当社は、第1種契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>5 第1種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号に係る第1種契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。</p> <p>6 複数拠点共通番号、話中時迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、第1種契約者(第1種契約者が2人以上ある場合は、その第1種契約者すべての同意に基づき指定される代表者とします。)*があらかじめ指定する回線収容部又は利用回線に請求し、その支払いを要する者をその回線収容部又は利用回線に係る第1種契約者としてします。</p> <p>7 1の契約者回線番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>8 複数拠点共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数(当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に転送する場合は、その転送先において指定する着信先の数を含みます。)*の範囲内とします。</p> <p>9 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線番号は、同一の着信課金番号を付与した契約者回線番号に限ります。この場合、その着信先がこの機能を利用する契約者回線番号に係る第1種契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る第1種契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>10 受付先変更機能又は時間案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>11 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 (注1) 7に規定する当社が別に定める数は、複数拠点共通番号機能の場合は640、話中時迂回機能及び振分接続機能の場合はそれぞれ50、受付先変更機能の場合は5とします。 (注2) 9に規定する当社が別に定める時間は、10分とします。</p>			
特定番号機能	この機能を利用する接続契約者回線等(着信課金機能の提供を受けているもの)に限り、から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能		1契約者回線番号ごと	100円 (税込価格105円)

2-4 ユニバーサルサービス料

月額		
区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	8円(税込価格8.4円)

第2 第2種サービスに係るもの
1 適用

区 分	内 容																	
(1)第2種サービスの細目に係る料金の適用等	<p>ア 当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり細目を定めます。</p> <p>(ア) 通信の態様による区別</p> <table border="1"> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>高音質通話(当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)*を利用することができるもの</td> </tr> </table> <p>備考 1 発信者(タイプ2の契約者に限ります。)*は、通信を行う場合において、その通信に係る通信種別(音声その他の音響、映像又は符号の区別をいいます。以下同じとします。)*、1のチャネルにおける同時通信数又は伝送速度(以下「通信種別等」といいます。)*を指定するものとします。</p> <p>2 タイプ2の契約者は、通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。</p> <p>3 この備考の1又は2の場合において、その通信種別等による通信を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことができます。</p> <p>(イ) 基本機能又は上限チャネル数の態様による区別</p> <table border="1"> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">メニュー1</td> <td>メニュー1-1</td> <td>同時に2チャネルまでの通信が可能のものであって、メニュー1-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー1-2</td> <td>同時に2チャネルまでの通信が可能のものであって、基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おとり機能及び着信情報送信機能に相当する機能を有するもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー2</td> <td>同時に8チャネルまでの通信が可能のものであって、メニュー3以外のもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー3</td> <td>基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能及び迷惑電話おとり機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの</td> </tr> </table>	区 別	内 容	タイプ1	タイプ2以外のもの	タイプ2	高音質通話(当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)*を利用することができるもの	区 別	内 容	メニュー1	メニュー1-1	同時に2チャネルまでの通信が可能のものであって、メニュー1-2以外のもの	メニュー1-2	同時に2チャネルまでの通信が可能のものであって、基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おとり機能及び着信情報送信機能に相当する機能を有するもの	メニュー2	同時に8チャネルまでの通信が可能のものであって、メニュー3以外のもの	メニュー3	基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能及び迷惑電話おとり機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの
区 別	内 容																	
タイプ1	タイプ2以外のもの																	
タイプ2	高音質通話(当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)*を利用することができるもの																	
区 別	内 容																	
メニュー1	メニュー1-1	同時に2チャネルまでの通信が可能のものであって、メニュー1-2以外のもの																
	メニュー1-2	同時に2チャネルまでの通信が可能のものであって、基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おとり機能及び着信情報送信機能に相当する機能を有するもの																
メニュー2	同時に8チャネルまでの通信が可能のものであって、メニュー3以外のもの																	
メニュー3	基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能及び迷惑電話おとり機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの																	

	備考	<p>1 メニュー3については、タイプ2のものに限り提供します。</p> <p>2 基本機能として、メニュー1又はメニュー3にあっては1チャネル、メニュー2にあっては3チャネルによる通信が可能です。</p> <p>3 メニュー1-2又はメニュー3については、その第2種契約について、通信の料金明細内訳を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供します。</p> <p>4 メニュー1-2又はメニュー3が有する各機能の提供条件(料金に関するものを除きます。)*については、各機能に相当する付加機能の提供条件に準じます。</p> <p>5 メニュー1-2に係る着信転送機能及び着信情報送信機能に相当する機能は、1の契約者回線番号又は追加番号について、メニュー3に係る着信転送機能に相当する機能は、契約者回線番号及び全ての追加番号について利用することができます。</p> <p>6 メニュー1-2に係る迷惑電話おとり機能に相当する機能は、1の登録応答装置について、メニュー3に係る迷惑電話おとり機能に相当する機能は、全ての登録応答装置について利用することができます。</p> <p>7 タイプ1のメニュー1-2に係る第2種契約において、同時通信機能又は映像通信機能を利用する場合は、通信中着信機能に相当する機能を利用することができません。</p> <p>8 メニュー1-2に係る第2種契約において、ファクシミリ情報着信機能を利用している場合は、着信転送機能に相当する機能を利用することができません。</p> <p>9 メニュー1-2の適用を受ける第2種契約者は、第2類(通信料金)に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。</p> <p>10 メニュー3の適用を受ける第2種契約者は、第2類(通信料金)に定めるところにより、定期通信料の支払いを要します。</p>
(2) ユニバーサルサービス料の適用	2-3に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する第2種サービス又は付加機能の提供を受けている第2種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。	
	区 分	電 気 通 信 番 号
	第2種サービス	契約者回線番号
	番号情報送信機能(追加番号)	追加番号
	着信課金機能(フリーアクセス・ひかりワイド)	着信課金番号

2 料金額
2-1 基本額

月額		
区 分	単 位	料 金 額
メニュー1に係るもの	メニュー1-1に係るもの	1利用回線ごとに 500円(税込価格525円)
	メニュー1-2に係るもの	1利用回線ごとに 1,020円(税込価格1,071円) (メニュー1-1に係る料金額に相当する額を含みます。)
メニュー2に係るもの	1利用回線ごとに	1,300円(税込価格1,365円)
メニュー3に係るもの	1利用回線ごとに	700円(税込価格735円) (メニュー1-1に係る料金額に相当する額を含みます。)

2-2 付加機能使用料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
番号情報送信機能(追加番号)	その利用回線に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号(第2種契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。)*の情報、その利用回線に接続される端末設備に送出する機能	1追加番号ごとに 100円 (税込価格105円)
備考	<p>1 第2種契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>2 1の利用回線に付与することができる追加番号の数は、メニュー1のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては31以内、メニュー3のものにあっては299以内とします。</p> <p>3 追加番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p>	
通信中着信機能(キックホ)	通信中に他から着信があることを知らせ、その利用回線(メニュー1に係るものに限ります。)*に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能	1利用回線ごとに 300円 (税込価格315円)
備考	この機能が提供されている第2種契約について、通信中に高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。	
着信転送機能(ホイスワ)	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。)*その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるもの)に限り、から着信する通信のみを、応答前に、第2種契約者が指定した番号(当社が別に定めるもの)に限り、に転送することができる機能	1契約者回線番号 又は1追加番号ごとに 500円 (税込価格525円)
備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について関連のため、その転送が行われないうちに、いづれかの申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る利用回線への通信とこの機能に係る利用回線から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態としたものとして測定します。</p> <p>5 第2種サービス(タイプ2)に限ります。)*において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>	

契約約款等

発信電話番号受信機能 (ナンバーディスプレイ)	基本機能	この機能を利用する利用回線へ通知される発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)を受信することができる機能	メニュー1に係るもの	1利用回線ごとに 400円 (税込価格420円)
			メニュー2に係るもの	1利用回線ごとに 1,200円 (税込価格1,260円)
	追加機能	発信電話番号通知受信機能 (ナンバーリクエスト)	メニュー1に係るもの	1利用回線ごとに 200円 (税込価格210円)
			メニュー2に係るもの	1利用回線ごとに 600円 (税込価格630円)
備考	当社は、発信電話番号等を知りたててほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。			
迷惑電話セトわり機能		迷惑電話を防止したい旨の申出があった第2種契約者のために、登録応答装置(その第2種契約の契約者が指定した契約者回線番号等(当社が別に定めるもの)に限ります。)を登録し、その登録された番号からの設置される装置をいいます。)を利用して提供する機能	1登録応答装置ごとに	200円 (税込価格210円)
	備考	<ol style="list-style-type: none"> この機能には、次の区分があります。 <ol style="list-style-type: none"> 個別着信応答(1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの) 共同着信応答(複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの) 1に規定する区分は、メニュー1又はメニュー2のものに限り提供します。 第2種契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用していただきます。 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号(以下「登録可能番号数」といいます。))は、30以内とします。 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておこわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事中やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。 当社は、この機能を利用している第2種契約者について、利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おこわり機能を廃止します。 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておこわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 		
同時通信機能 (複数チャンネル)		1の利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能	下記以外のもの	追加する1のチャンネルごとに 400円 (税込価格420円)
			タイプ2であってメニュー1に係るもの	追加する1のチャンネルごとに 200円 (税込価格210円)
			メニュー3に係るもの	追加する1のチャンネルごとに 600円 (税込価格630円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> 同時通信機能の提供を受けている第2種契約者は、その利用回線において、IP通信サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、同時通信機能を利用した通信を行うことができません。 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。 			
映像通信機能		この機能を利用する第2種サービスに係る利用回線(タイプ1であってメニュー1に係るもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)、他の第2種サービスに係る利用回線(この機能を利用しているもの又はタイプ2のもの)に限ります。)、第3種サービスに係る契約者回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間において、通話に付随した映像の通信を行うことができる機能	—	—
	備考	<ol style="list-style-type: none"> この機能を利用した通信は、通信相手先が映像による通信を許容した場合に限り行うことができます。 この機能を利用する第2種サービスにおいて、着信転送機能を利用している場合は、映像による通信が一部制限されることがあります。 1の利用回線において、この機能を利用した通信と、同時通信機能を利用した通信を同時に行うことはできません。 この機能を利用した通信については、通話と、通話に付随した映像による通信とを合わせて1の通信として取り扱います。 		
着信情報送受信機能 (着信お知らせメール)		その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者(メニュー3に係る契約者を除きます。)があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるもの)に限ります。)からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	100円 (税込価格105円)
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。))、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。 第2種契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 		
ファクシミリ通信着信機能 (FAXお知らせメール)		その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを第2種契約者(メニュー3に係る契約者を除きます。)が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	100円 (税込価格105円)
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4版以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事中やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されているファクシミリ通信を消去することがあります。 		

着信課金機能 (フリーアクセス・ひかりワイド)	基本機能	フリーアクセス通信に関する料金について、その支払いを要する者とその契約者回線番号に係る第2種契約者とし、その契約者回線番号に係る第2種契約者に課金する機能	基本額(1着信課金番号ごとに)	1,000円 (税込価格1,050円)	
	追加機能	発信地域機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号(同一の利用回線に係るもの)に限ります。)に着信させる機能	加算額(1着信課金番号ごとに)	350円 (税込価格367.5円)
		話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「迂回回線番号」といいます。))がフリーアクセス通信により通信中の場合に、その契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号(同一の利用回線に係るもの)に限ります。)に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の迂回回線番号ごとに)	800円 (税込価格840円)
		振分接続機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ(第2種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号又は追加番号(着信課金機能を利用しているものであって、同一の利用回線に係るもの)に限ります。))からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。))を構成する着信先ごとに、第2種契約者があらかじめ指定した着信回数割合に振り分け、契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごとに)	700円 (税込価格735円)
		機能受付先変更	第2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「受付先変更元番号」といいます。))へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号(同一の利用回線に係るもの)に限ります。)に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の受付先変更元番号ごとに)	1,000円 (税込価格1,050円)
		時案内機能	第2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに)	650円 (税込価格682.5円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、1契約者回線番号又は1追加番号ごとに1の着信課金番号を付与します。ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。 着信課金番号を付与された第2種契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信(おおむね3kHzの帯域による通話に限ります。))、移動体通信(映像通信機能を利用した通信を除きます。))、PHS通信又は公衆通信に限ります。 当社は、第2種契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 第2種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限りません。 受付先変更機能又は時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 (注)8に規定する当社が別に定める時間は、10分とします。				
特定機能	この機能を利用する利用回線(着信課金機能の提供を受けているもの)に限ります。)から行う通信について、その利用回線の契約者回線番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能	1契約者回線番号ごとに	100円 (税込価格105円)		

第3 第3種サービスに係るもの
1 適用

区 分	内 容
(1)第3種サービスの品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。
備考	第3種サービスは、基本機能として、1チャンネルによる通信が可能です。

(2) 基本契約期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第3種サービスには、基本契約期間があります。</p> <p>イ 第3種契約者は、基本契約期間内に契約の解除があった場合は、第32条(基本料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する基本料金(2-1に規定する基本額の部分とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第3種契約者は、基本契約期間内に第3種サービスの契約者回線の品目の変更により利用料金が減少した場合は、変更前の基本料金の額から、変更後の基本料金の額を控除した額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ イ又はウの場合に、契約の解除又は品目の変更と同時に第3種サービスの利用の開始を行うときの残余の算定は、同時に行う第3種サービスの利用の開始に係る基本料金を合算して行います。</p>								
(3) ユニバーサルサービスの適用	<p>2-3に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する第3種サービス又は付加機能の提供を受けている第3種契約について、それぞれ右欄の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">電気通信番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種サービス</td> <td style="text-align: center;">契約者回線番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">番号情報送出機能(追加番号)</td> <td style="text-align: center;">追加番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">着信課金機能(フリーアクセス・ひかりワイド)</td> <td style="text-align: center;">着信課金番号</td> </tr> </table>	区 分	電気通信番号	第3種サービス	契約者回線番号	番号情報送出機能(追加番号)	追加番号	着信課金機能(フリーアクセス・ひかりワイド)	着信課金番号
区 分	電気通信番号								
第3種サービス	契約者回線番号								
番号情報送出機能(追加番号)	追加番号								
着信課金機能(フリーアクセス・ひかりワイド)	着信課金番号								

2 料金額

2-1 基本額

1契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	170,000円(税込価格 178,500円)
200Mb/sのもの	340,000円(税込価格 357,000円)
300Mb/sのもの	510,000円(税込価格 535,500円)
400Mb/sのもの	680,000円(税込価格 714,000円)
500Mb/sのもの	850,000円(税込価格 892,500円)
600Mb/sのもの	1,020,000円(税込価格 1,071,000円)
700Mb/sのもの	1,190,000円(税込価格 1,249,500円)
800Mb/sのもの	1,360,000円(税込価格 1,428,000円)

2-2 付加機能使用料

区 分	単 位	料金額(月額)
番号情報送出機能 (追加番号)	その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号(第3種契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。)の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能	1追加番号ごとに 100円 (税込価格105円)
	備考 1 第3種契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 2 1の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、99以内とします。 3 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。	
発信電話番号受信機能 (ナンバーディスプレイ)	基本機能 この機能を利用する契約者回線へ通知される発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等)を受信することができる機能	1契約者回線ごとに 1,200円 (税込価格1,260円)
	追加機能 (ナンバーバリエーション) この機能を利用する契約者回線へ発信電話番号等が通知されない通信(通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。))その他発信者がその発信電話番号等を通じない通信に限ります。)に対して、その発信電話番号等を通じてかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	1契約者回線ごとに 600円 (税込価格630円)
備考	当社は、発信電話番号等を通じてかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。	

迷惑電話を防止する機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった第3種契約者のために、登録応答装置(その第3種契約の契約者が指定した契約者回線番号等(当社が別に定めるもの)に限ります。))を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておこわす旨の案内を自動的に行うために、音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。))を利用して提供する機能	1登録応答装置ごとに 200円 (税込価格210円)
	備考 1 この機能には、次の区分があります。 ア 個別着信応答(1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの) イ 共同着信応答(複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの) 2 第3種契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用していただきます。 3 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号(以下「登録可能番号数」といいます。))は、30以内とします。 4 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。 5 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておこわす旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。 7 当社は、この機能を利用して登録している第3種契約者について、利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おこわし機能を廃止します。 8 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておこわす旨を案内する通信を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。	
同時通信機能 (複数チャンネル)	1の契約者回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能	追加する1チャンネルごとに 400円 (税込価格420円)
	備考 1の契約者回線に付与することができるチャンネルの数は、199以内とします。	
着信課金機能 (フリーアクセス・ひかりワイド)	基本機能 フリーアクセス通信に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る第3種契約者とし、その契約者回線番号に係る第3種契約者に課金する機能	基本額(1着信課金番号ごとに) 1,000円 (税込価格1,050円)
	追加機能 発信地域機能 1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号(同一の契約者回線に係るもの)に限ります。)に着信させる機能	加算額(1着信課金番号ごとに) 350円 (税込価格367.5円)
	話中時 迂回機能 この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「迂回回線番号」といいます。))がフリーアクセス通信により通信中の場合に、その契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信を、第3種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号(同一の契約者回線に係るもの)に限ります。)に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の迂回回線番号ごとに) 800円 (税込価格840円)
	振分接続機能 1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ(第3種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号又は追加番号(着信課金機能を利用しているものであって、同一の契約者回線に係るもの)に限ります。))からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。))を構成する着信先ごとに、第3種契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごとに) 700円 (税込価格735円)
	機能 受付先変更 第3種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「受付先変更元番号」といいます。))へのフリーアクセス通信を、第3種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号(同一の契約者回線に係るもの)に限ります。)に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の受付先変更元番号ごとに) 1,000円 (税込価格1,050円)
時間 案内機能 第3種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに) 650円 (税込価格682.5円)	
備考	<p>1 当社は、1契約者回線番号又は1追加番号ごとに1の着信課金番号を付与します。ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、これらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。</p> <p>2 着信課金番号を付与された第3種契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p>3 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信(おむね3kHzの帯域による通信に限ります。))、移動体通信(映像通信機能を利用した通信を除きます。))、PHS通信又は公衆通信に限ります。</p> <p>4 当社は、第3種契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>5 第3種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号又は追加番号に係る第3種契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。</p> <p>6 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>7 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限りません。</p> <p>8 受付先変更機能又は時間案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>9 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注)8に規定する当社が別に定める時間は、10分とします。</p>	
特定番号機能	この機能を利用する契約者回線(着信課金機能の提供を受けているもの)に限ります。))から行う通信について、その契約者回線の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに 100円 (税込価格105円)

2-3 ユニバーサルサービス料

月額

区 分	単 位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	8円(税込価格8.4円)

契約約款等

第2類 通信料金
第1 種 第1種サービスに係るもの
1 適用

区 分	内 容												
(1) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2、3、4又は5以外のもの</td> </tr> <tr> <td>2 移動体通信</td> <td>携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>3 PHS通信</td> <td>PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>4 IP電話通信</td> <td>IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>5 公衆通信</td> <td>接続契約者回線等と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信	3 PHS通信	PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信	4 IP電話通信	IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信	5 公衆通信	接続契約者回線等と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信
種 類	内 容												
1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの												
2 移動体通信	携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信												
3 PHS通信	PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信												
4 IP電話通信	IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信												
5 公衆通信	接続契約者回線等と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信												
(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、一般通信及び公衆通信について、次のとおり区分します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県内通信</td> <td>接続契約者回線の終端(回線取寄部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> <tr> <td>2 県間通信</td> <td>1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用する通信	1 県内通信	接続契約者回線の終端(回線取寄部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	2 県間通信	1以外のもの						
区 分	適用する通信												
1 県内通信	接続契約者回線の終端(回線取寄部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信												
2 県間通信	1以外のもの												
(3) 区域内通信及び区域外通信の適用	当社は、PHS通信の通信料金を適用するため、PHS通信について、次のとおり区分します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域内通信</td> <td>PHS設備(接続契約者回線の終端(回線取寄部に収容されるもの以外のものとします。)、利用回線の終端又は契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域(電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。))と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。))に接続された移動無線装置とします。)との間の通信</td> </tr> <tr> <td>区域外通信</td> <td>区域内通信以外の通信</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用する通信	区域内通信	PHS設備(接続契約者回線の終端(回線取寄部に収容されるもの以外のものとします。)、利用回線の終端又は契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域(電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。))と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。))に接続された移動無線装置とします。)との間の通信	区域外通信	区域内通信以外の通信						
区 分	適用する通信												
区域内通信	PHS設備(接続契約者回線の終端(回線取寄部に収容されるもの以外のものとします。)、利用回線の終端又は契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域(電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。))と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。))に接続された移動無線装置とします。)との間の通信												
区域外通信	区域内通信以外の通信												
(4) 通信時間の測定等	ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。))により測定します。 イ 次の時間は、アの通信時間には含まれません。 (ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間 (イ) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分數又は秒数に満たない端数の通信時間												
(5) 通信地域間距離の測定	通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。 ア 当社は、全国の区域を一边2kmの正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。))にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。 イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、接続契約者回線の終端(回線取寄部に収容されるもの以外のものとします。))又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画又はPHS事業者に係る移動無線装置が接続された無線基地局設備のある場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。 ウ 通信地域間距離の測定に関するその他の適用については電話サービス契約約款に規定する通信地域間距離の測定方法に準ずるものとします。												
(6) 無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用	無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。												
(7) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにおいては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注)本欄に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日間の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日間の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額												

(8) 一般通信の通信料金の適用	ア 同一の回線取寄部グループ内における一般通信(フリーアクセス通信に係るものを除きます。))については、2(料金額)の規定にかかわらず、通信料金を適用しません。 イ 当社は、第1種契約者(メニュー2に係る第2種契約者(第2の通信料金別表2に定める同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極額引の適用を受けている契約者に限ります。))又はメニュー3に係る第2種契約者と同一のである契約者(契約者)から申出があったときは、グループ通話定額選択回線群(その第1種サービスに係る接続契約者回線等)の第2の1アの適用を受ける利用回線又は第2の通信料金別表2の月極額引を選択する利用回線であって、その契約者が同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。))内の接続契約者回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群内の接続契約者回線等への通信(当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。))については、2(料金額)の規定にかかわらず、通信料金を適用しません。 ウ イの適用を開始した場合に、その適用を開始した日から、イの適用を廃止した場合に、その適用を廃止した日までの通信について、イを適用します。 エ 当社は、イの適用を受けている第1種契約について、次のいずれかに該当する場合は、イの適用を廃止します。 (ア) 契約者からイの適用の廃止に係る申出があったとき (イ) 利用権の譲渡があったとき (ウ) グループ通話定額選択回線群を構成する契約について、メニュー2又はメニュー3のものが含まれなくなったとき (エ) 一般通信の通信料金については、2-1(国内通信に係るもの)(1)(2)、(3)及び(4)以外のものに規定する2のプランがあり、あらかじめいずれか1つ(着信課金機能を利用している場合は、フリーアクセス通信に係るもの及びそれ以外のものについて、それぞれあらかじめいずれか1つとします。))を選択していただきます。この場合、第1種契約者からプランの変更の申出があったときは、その申出が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。 カ 当社が別に定める通信については、カの規定にかかわらず、2-1(国内通信に係るもの)に規定するプラン2の料金を適用します。
(9) 付加機能等を利用した通信料金の適用	接続契約者回線等から電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線(電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用して利用しているものに限ります。))への通信に係る通信料金の適用については、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。
(10) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い	国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として扱います。
(11) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末等との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(12) 国内通信に関する料金の減免	次の通信については、第33条(通信料金の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信 イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものの通信

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

- (1) (2)、(3)及び(4)以外のもの
ア プラン1に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信	3分までごとに	6円(税込価格6.3円)
県間通信	3分までごとに	10円(税込価格10.5円)

イ プラン2に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信及び県間通信	3分までごとに	8円(税込価格8.4円)

(2) 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

	料 金 種 別	単 位	料 金 額
移動体通信	グループ1-Aに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信	1分までごとに	16円(税込価格16.8円)
	グループ1-Bに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信	1分までごとに	18円(税込価格18.9円)
	グループ1-Dに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信	3分までごとに	10.8円(税込価格11.34円)
IP電話通信	グループ2-Aに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに	10.4円(税込価格10.92円)
	グループ2-Bに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに	10.5円(税込価格11.025円)
	グループ2-Cに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに	10.8円(税込価格11.34円)

(3) PHS通信に係るもの

	料 金 種 別	料 金 額	
通信料金		次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)	
区域内通信		60秒	
	区域外通信	160kmまで	45秒
		160kmを超えるもの	36秒
上記の通信料金のほか通信1回ごとに		10円(税込価格10.5円)	

(4) 公衆通信(フリーアクセス通信に係るものに限ります。))に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信	1分までごとに	20円(税込価格21円)
県間通信	1分までごとに	30円(税込価格31.5円)

契約約款等

2-2 国際通信に係るもの
2-2-1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラ ブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和國 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール連邦民主共和国 パーレン王国 パキスタン・イスラム共和国 ハレスチナ バングラデシュ人民共和国 東ティモール民主 共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャン マー連邦 モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシメット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。） アルゼンチン共和国 アルバ アンガラ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国 英領バージン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティール カナダ キューバ共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンビエール島・ミクロン島 ジャマイカ スリナム共和国 セ ントビンセント及びグレナディーン諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 パハマ国 パミューダ諸島 パラグアイ共和国 パルバドス プエルトリコ フォークランド諸島 ブラジル連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ・ボリバル共和国 ベリーズ ベルー共和国 ボリビア多民族国 ホンジュラス共和国 マルチニク島 メキシコ合衆国
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモ ン諸島 ツバル トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニューカレドニア ニューゼーランド ノーフォーク島 パプアニューギニア共和国 バブアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー諸島共和国 フランス領ポリネシア フランス領ワリス・フテナ諸島 米 領サモア マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アゾレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イ タリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナ リア諸島 キリシヤ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グルジア グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 クロアチア 共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン王国 スペイン領北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トル コ共和国 ルウェー王国 パチカン市国 ハンガリー共和国 フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ガルガリア共和国 ペラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ポスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア(旧ユーゴスラビア)共 和国 マデラ諸島 マルタ共和国 モナコ公国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマ ニア ルクセンブルク大公国 ロシア
アフリカ	アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エチオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボヴェルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ケニア共和国 コートジボ ワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジブチ共和国 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマール・ヒリーヤ国 ジンバブエ共和国 スーダン共和国 スワジランド王国 赤道ギ ニア共和国 セネガル共和国 ソマリア民主共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 チュニジア共和国 トーゴ共和国 ナイジェ リア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイヨット島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザン ビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン
インマルサット 移動地球局	インマルサット-B インマルサット-M インマルサット-MiN
特定衛星帯端末	イリジウム スラーヤ
備考	インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりB、M、MiNの区別があります。

2-2-2 国際通信に関する料金額

着信先の地域	料金額	1分までごとに 次に規定する額
		(単位：円)
アイスランド共和国	70	
アイルランド	20	
アゼルバイジャン共和国	70	
アホレス諸島	35	
アフガニスタン・イスラム共和国	160	
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9	
アラブ首長国連邦	50	
アルジェリア民主人民共和国	127	
アルゼンチン共和国	50	
アルバ	80	
アルバニア共和国	120	
アルメニア共和国	202	
アンガラ	80	
アンゴラ共和国	45	
アンティグア・バーブーダ	80	
アンドラ公国	41	
イエメン共和国	140	
イスラエル国	30	
イタリヤ共和国	20	
イラク共和国	225	
イラン・イスラム共和国	80	
インド	80	
インドネシア共和国	45	
ウガンダ共和国	50	
ウクライナ	50	
ウズベキスタン共和国	100	
ウルグアイ東方共和国	60	
英領バージン諸島	55	
エクアドル共和国	60	
エジプト・アラブ共和国	75	
エストニア共和国	80	
エチオピア連邦民主共和国	150	
エリトリア国	125	
エルサルバドル共和国	60	
オーストラリア連邦	20	
オーストリア共和国	30	
オマーン国	80	
オランダ王国	20	
オランダ領アンティール	70	
ガーナ共和国	70	
カーボヴェルデ共和国	75	
カザフスタン共和国	70	
カタール国	112	
カナダ	10	
カナリア諸島	30	
ガボン共和国	70	
カメルーン共和国	80	
ガンビア共和国	115	
カンボジア王国	90	
ギニア共和国	70	
キプロス共和国	45	
キューバ共和国	112	
ギリシヤ共和国	35	
キリバス共和国	155	
キルギス共和国	140	
グアテマラ共和国	50	
グアドループ島	75	
グアム	20	

クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グルジア	101
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンビエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン王国	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
スワジランド王国	45
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タイ王国	45
大韓民国	30
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマール・ヒリーヤ国	70
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中華人民共和国	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30

ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニカラグア共和国	55
ニジュール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール連邦民主共和国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
パチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
バプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バンドラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー諸島共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
ブルートリコ	40
フェロ諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリウス・フデュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20

ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア多民族国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モリシャス共和国	70
モリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンテネグロ	120
ヨルダン・ハシモット王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア	45
インマルサットーB	307
インマルサットーM	363
インマルサットーミニM	209
イリジウム	250
スラヤ	175

第2 第2種サービスに係るもの
1 適用

区 分	内 容												
(1) 区域内通信及び区域外通信の適用等	区域内通信及び区域外通信の適用、通信地域間距離の測定、無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い、国際通信に係る着信先の地域の取扱い、本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い、国内通信に関する料金の減免の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。												
(2) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2、3、4又は5以外のもの</td> </tr> <tr> <td>2 移動体通信</td> <td>携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>3 PHS通信</td> <td>PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>4 IP電話通信</td> <td>IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>5 公衆通信</td> <td>利用回線と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信	3 PHS通信	PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信	4 IP電話通信	IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信	5 公衆通信	利用回線と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信
種 類	内 容												
1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの												
2 移動体通信	携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信												
3 PHS通信	PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信												
4 IP電話通信	IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信												
5 公衆通信	利用回線と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信												
(3) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、一般通信及び公衆通信について、次のとおり区分します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県内通信</td> <td>利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用回線の終端、接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> <tr> <td>2 県間通信</td> <td>1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用する通信	1 県内通信	利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用回線の終端、接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	2 県間通信	1以外のもの						
区 分	適用する通信												
1 県内通信	利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用回線の終端、接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信												
2 県間通信	1以外のもの												
(4) 通信時間の測定等	ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信できない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。 イ 次の時間は、アの通信時間には含まれません。 (ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間 (イ) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分數又は秒數に満たない端數の通信時間 ウ アの場合に、タイプ2に係る通信(一般通信であって県内通信及び県間通信に限ります。以下この欄において同じとします。)について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。 (ア) 双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間 (イ) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信できない状態にした時刻までの時間 (ウ) (ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間 エ タイプ2に係る通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等(その通信に係る同時通信數が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。)に基づき、次に規定する区分ごとにそれぞれ2-1-2(タイプ2に係るもの)(1)に規定する料金種別の通信料金を適用します。 ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。 オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料金を適用します。												
(5) 国内通信に係る通信料金の適用	ア メニュー3に係る一般通信の通信料金については、2(料金額)の2-1-2(1)に規定する2のプランがあり、あらかじめいずれか1つ(着信課金機能を利用している場合は、フリーアクセス通信に係るものと及びそれ以外のもの)について、それぞれあらかじめいずれか1つとします。))を選択していただきます。この場合、第2種契約者からプランの変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。 イ メニュー1又はメニュー2に係る一般通信の通信料金については、2(料金額)の2-1-2(1)に規定するプラン2の料金を適用します。 ウ 当社が別に定める通信については、アの規定にかかわらず、2(料金額)の2-1-2(1)に規定するプラン2の料金を適用します。												

契約約款等

2-2 国際通信に係るもの
第1種サービスの場合に準ずるものとします。

通信料金別表 選択制による通信料金の月極割引

1 県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引(安心プランもつと安心プラン)

区 分	内 容																
(1)定義等	<p>ア 「県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引」とは、すべての時間帯における県内通信及び県間通信のうち、イの規定によりこの月極割引の対象となる通信について、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1.利用回数ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額</th> <th>月極割引を選択した場合の料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) プラン1</td> <td>0円から1,280円(税込価格1,344円)までの部分</td> <td>900円(税込価格945円)(最低通信料)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,280円(税込価格1,344円)を超える部分</td> <td>左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) プラン2</td> <td>0円から4,800円(税込価格5,040円)までの部分</td> <td>3,400円(税込価格3,570円)(最低通信料)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,800円(税込価格5,040円)を超える部分</td> <td>左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当しないものに限り、(ア) 相互接続通信(当社が別に定めるものを除きます。)(イ) 当社が別に定める付加機能等(協定事業者が提供するものを含まず。)を利用して行う通信(ウ) 2(料金額)の2-1-2(1)の表中ウ欄からキ欄に定める通信</p>		種 類	2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額	(ア) プラン1	0円から1,280円(税込価格1,344円)までの部分	900円(税込価格945円)(最低通信料)		1,280円(税込価格1,344円)を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額	(イ) プラン2	0円から4,800円(税込価格5,040円)までの部分	3,400円(税込価格3,570円)(最低通信料)		4,800円(税込価格5,040円)を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額
種 類	2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額															
(ア) プラン1	0円から1,280円(税込価格1,344円)までの部分	900円(税込価格945円)(最低通信料)															
	1,280円(税込価格1,344円)を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額															
(イ) プラン2	0円から4,800円(税込価格5,040円)までの部分	3,400円(税込価格3,570円)(最低通信料)															
	4,800円(税込価格5,040円)を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額															
(2)承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった第2種契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア メニュー1-11に係るものであるとき。</p> <p>イ 通信の料金明細内訳を記録しているもの(当社が別に定める方法により記録しているものに限り。)</p>																
(3)月極割引の適用	<p>ア 県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日(第2種サービスの提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月からです。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている第2種契約について、次のいずれかに該当する場合は、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 利用権の譲渡があったとき。</p> <p>ただし、譲受人が譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。</p> <p>(イ) 第2種契約の解除があったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するのとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合は、それぞれ2欄から3欄の規定によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 利用権の譲渡があったとき。</td> <td>その承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>3 第2種契約の解除があったとき。</td> <td>契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通信に関する料金について、変更後の種類に係る月極割引を適用します。</p> <p>カ 第2種契約者が、この月極割引を選択している場合であって、その利用回線の移転に伴い、契約者回線番号が変更となるときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に関する料金に限りこの月極割引を適用します。</p> <p>(イ) 契約者回線番号の変更日以降の通信に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。</p> <p>キ 第2種契約者がこの月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断又は利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日より料金月の期間が短くなった場合でも、最低通信料の支払いを要します。</p> <p>ただし、第2種契約者の責めによらない理由により、第2種サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が継続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)</p> <p>ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>(注)最低通信料については、日割は行いません。</p>		区 分	月極割引の適用	1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 利用権の譲渡があったとき。	その承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。							
区 分	月極割引の適用																
1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。																
2 利用権の譲渡があったとき。	その承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。																
3 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。																

2 同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引(グループ通話定額)

区 分	内 容												
(1)定義等	<p>ア 「同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引」とは、グループ通話定額選択回線群内の利用回線から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の接続契約者回線等への通信(当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。)</p> <p>イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当するものに限り、(ア) 2(料金額)の2-1-1(1)アに定める通信(イ) 2(料金額)の2-1-2(1)の表中ア欄及びイ欄に定める通信</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定額通信料</td> <td>下記以外のもの</td> <td>1のチャネルごとに</td> <td>400円(税込価格420円)</td> </tr> <tr> <td>グループ通話定額選択回線群に第1種契約に係る接続契約者回線等が含まれるもの</td> <td>1のチャネルごとに</td> <td>400円(税込価格420円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この定額通信料は、この月極割引を選択する利用回線において利用しているすべてのチャネルについて適用します。</p>	区 分	単 位	料金額	定額通信料	下記以外のもの	1のチャネルごとに	400円(税込価格420円)	グループ通話定額選択回線群に第1種契約に係る接続契約者回線等が含まれるもの	1のチャネルごとに	400円(税込価格420円)		
区 分	単 位	料金額											
定額通信料	下記以外のもの	1のチャネルごとに	400円(税込価格420円)										
	グループ通話定額選択回線群に第1種契約に係る接続契約者回線等が含まれるもの	1のチャネルごとに	400円(税込価格420円)										
(2)承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったとき、その申出のあった第2種契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア その申出により新たにグループ通話定額選択回線群が構成される場合には、その申出のあった利用回線が、メニュー2又はメニュー3に係るものであるとき。</p> <p>イ その申出によりグループ通話定額選択回線群に利用回線が追加される場合には、その申出のあった利用回線が、メニュー1-1またはメニュー2に係るものであるとき。</p> <p>ウ その申出のあった利用回線が、通信の料金明細内訳を記録しているもの(当社が別に定める方法により記録しているものに限り。)</p> <p>エ その申出のあった利用回線が、その申出の日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれの期間においてもこの月極割引の適用を受けていないものであるとき。</p>												
(3)月極割引の適用	<p>ア 定額通信料に代えることとなる通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ただし、料金月の初日以外の日にこの月極割引の適用を開始した場合には、その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金月の末日以外の日にこの割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて月間累計額を算定します。</p> <p>イ 当社は、この月極割引の適用を受けている第2種契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が第2種サービスのメニュー2又はメニュー3に係るものでなくなったとき。</p> <p>ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。ただし、この月極割引の適用の廃止(第2種契約の解除に伴うものを除きます。)があった日については、定額通信料の支払いを要します。</p>												

第3 第3種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容													
(1)区域内通信及び区域外通信の適用等	<p>区域内通信及び区域外通信の適用、通信地域間距離の測定、無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い、国際通信に係る着信先の地域の取扱い、本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い、国内通信に関する料金の減免の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。</p>													
(2)国内通信の種類	<p>国内通信には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2、3、4又は5以外のもの</td> </tr> <tr> <td>2 移動体通信</td> <td>携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)</td> </tr> <tr> <td>3 PHS通信</td> <td>PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)</td> </tr> <tr> <td>4 IP電話通信</td> <td>IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則表第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)</td> </tr> <tr> <td>5 公衆通信</td> <td>契約者回線と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	内 容	1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)	3 PHS通信	PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)	4 IP電話通信	IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則表第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)	5 公衆通信	契約者回線と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信
種 類	内 容													
1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの													
2 移動体通信	携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)													
3 PHS通信	PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)													
4 IP電話通信	IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則表第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)													
5 公衆通信	契約者回線と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信													
(3)県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	<p>当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、一般通信及び公衆通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県内通信</td> <td>契約者回線の終端と同一の都道府県の区域内における契約者回線の終端、利用回線の終端、接続契約者回線の終端(回線取容部に収容されるもの以外)のもの(当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の若しくはに規定するもの、端末事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> <tr> <td>2 県間通信</td> <td>1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	適用する通信	1 県内通信	契約者回線の終端と同一の都道府県の区域内における契約者回線の終端、利用回線の終端、接続契約者回線の終端(回線取容部に収容されるもの以外)のもの(当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の若しくはに規定するもの、端末事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	2 県間通信	1以外のもの						
区 分	適用する通信													
1 県内通信	契約者回線の終端と同一の都道府県の区域内における契約者回線の終端、利用回線の終端、接続契約者回線の終端(回線取容部に収容されるもの以外)のもの(当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の若しくはに規定するもの、端末事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信													
2 県間通信	1以外のもの													

(4) 通信時間の測定等	<p>ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含まれません。</p> <p>(ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中で一時通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分數又は秒數に満たない端數の通信時間</p> <p>ウ アの場合に、一般通信について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>(ア) 双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>(イ) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>エ 一般通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときその指定された通信種別等(その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。)に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ2-1のに規定する料金種別の通信料金を適用します。</p> <p>ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合において、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料金を適用します。</p>
(5) 付加機能等を利用した通信料金の適用	<p>契約者回線から電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線(電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。)への通信に係る通信料金の適用については、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。</p>

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの
(1) (2)及び(3)以外のもの

料 金 種 別		単 位	料 金 額
県内通信及び 県間通信	ア その通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに	8円(税込価格8.4円)
	イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに	8円(税込価格8.4円)
	ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sまでのもの	30秒までごとに	1円(税込価格1.05円)
	エ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sを超えて512kbit/sまでのもの	30秒までごとに	1.5円(税込価格1.575円)
	オ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が512kbit/sを超えて1Mbit/sまでのもの	30秒までごとに	2円(税込価格2.1円)
	カ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が1Mbit/sを超えて2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに	15円(税込価格15.75円)
	キ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分までごとに	100円(税込価格105円)
	ク アーキ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに	15円(税込価格15.75円)
	ケ アーキ以外のものであって、伝送速度が30Mbit/sまでのもの	3分までごとに	100円(税込価格105円)
	コ アーキ以外のものであって、伝送速度が30Mbit/sを超えるもの	3分までごとに	500円(税込価格525円)

備考 1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。
 2 イからコに規定する通信については、当社の第2種サービスのタイプ2に係る利用回線、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る利用回線(ウに規定する通信に限ります。)又は第3種サービスに係る契約者回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。

- (3) 移動体通信に係るもの
 第2種サービスのタイプ2に係るものに準ずるものとします。
- (3) I P電話通信、P H S通信及び公衆通信(フリーアクセス通信に係るものに限ります。)に係るもの
 第2種サービスのタイプ1に係るものに準ずるものとします。
- 2-2 国際通信に係るもの
 第1種サービスの場合に準ずるものとします。

第3類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td>第1種契約又は第3種契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	第1種契約又は第3種契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容						
契約料	第1種契約又は第3種契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1契約ごとに	800円(税込価格840円)
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800円(税込価格840円)

第2表 工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線収容部等工事費を合計して算出します。						
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。						
(3) 交換機等工事費及び回線収容部等工事費の適用	交換機等工事費及び回線収容部等工事費は次の場合に適用します。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等(第1種サービスの利用回線と接続するために当社が設置する電気通信設備を除きます。以下この欄において同じとします。)において工事を要する場合に適用します。 (注)回線収容部等(回線収容部及び第1種サービスの利用回線と接続するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)において工事を要する場合であって、当社が別に定めるとき以外は、音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線収容部等工事費</td> <td>第1種サービスについて、回線収容部等において工事を要する場合(当社が別に定めるときに限ります。)に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機工事費等の適用	ア 交換機等工事費	音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等(第1種サービスの利用回線と接続するために当社が設置する電気通信設備を除きます。以下この欄において同じとします。)において工事を要する場合に適用します。 (注)回線収容部等(回線収容部及び第1種サービスの利用回線と接続するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)において工事を要する場合であって、当社が別に定めるとき以外は、音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要します。	イ 回線収容部等工事費	第1種サービスについて、回線収容部等において工事を要する場合(当社が別に定めるときに限ります。)に適用します。
区 分	交換機工事費等の適用						
ア 交換機等工事費	音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等(第1種サービスの利用回線と接続するために当社が設置する電気通信設備を除きます。以下この欄において同じとします。)において工事を要する場合に適用します。 (注)回線収容部等(回線収容部及び第1種サービスの利用回線と接続するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)において工事を要する場合であって、当社が別に定めるとき以外は、音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要します。						
イ 回線収容部等工事費	第1種サービスについて、回線収容部等において工事を要する場合(当社が別に定めるときに限ります。)に適用します。						
(4) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用	契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円(税込価格2,625円)とします。						
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送受信機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送受信機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定するものをいいます。)によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(工事費の額)の額に2,000円(税込価格2,100円)を加算して適用します。						
(6) 割増工事費の適用	次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td> <td>その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額						
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額						
(7) 工事費の適用の除外	次の工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 映像通信機能に係る工事 イ 第2種サービスのメニュー1-2からメニュー1-1への細目の変更の工事 ウ イの工事で同時に施工する工事であって、メニュー1-2が基本機能として有する付加機能の利用の開始に関するもの(着信転送機能、迷惑電話おことわり機能又は着信情報送信機能については、細目の変更前においてそれらの付加機能に相当する機能を利用していた契約者回線番号、追加番号又は登録応答装置に係るものに限り、メニュー1-2が基本機能として有する付加機能(着信転送機能、迷惑電話おことわり機能並びにメニュー2及びメニュー3に係る番号情報送受信機能を除きます。))の利用の開始に係る工事であって、第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更又は利用回線の移転若しくは変更の工事と同時に施工する場合 オ 間違い電話による電話番号の変更の工事(利用権を譲り受ける等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。)						
(8) 工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						

2 工事費の額

2-1 回線収容部等の設置若しくは変更、チャネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更、第2種サービスの利用回線の移転若しくは変更、第3種サービスの契約者回線の設置若しくは品目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
(1) 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
(2) 交換機等工事費	ア イからク以外の工事の場合	1回線収容部ごと、1利用回線ごと又は1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	イ 第1種サービスに係る契約者回線番号の増加工事の場合	1契約者回線番号ごとに	700円 (税込価格735円)	
	ウ 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合(第2種サービス又は3種サービスに係るものであってアの工事と同時に施工する場合を除きます。)	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	700円 (税込価格735円)	
	エ 第3種サービスに係る契約者回線の設置若しくは品目の変更に関する工事	1契約者回線番号ごとに	9,000円 (税込価格9,450円)	
オ 第1種サービスに係る付加機能の利用の開始又は変更に関する工事の場合	(ア) (イ)から(ス)以外の工事のとき	1契約者回線番号又は当社が利用可能とする1内線番号ごとに	700円 (税込価格735円)	
	(イ) 複数転送先着信転送機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(ウ) 内線通信機能に係る基本機能の利用開始又は変更に関する工事のとき(アの工事と同時に施行する場合を除きます。)	1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(エ) 事業所番号ルーチング機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき(アの工事と同時に施行する場合を除きます。)	1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(オ) 不在案内機能の利用開始又は変更に関する工事(イ)以外の場合	基本機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
		追加機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	登録する1オリジナルガイドンスごとに	2,000円 (税込価格2,100円)
	(カ) メッセージ録音機能の利用開始又は変更に関する工事(イ)以外の場合	基本機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
		追加機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	登録する1オリジナルガイドンスごとに	2,000円 (税込価格2,100円)
	(キ) スケジュールパターンの登録又は変更に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(ク) 指定番号着信識別機能の利用開始又は変更に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(ケ) 拠点間ローミング機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(コ) 多重回線収容機能に関する工事のとき	1の多重回線収容部グループごとに	2,400円 (税込価格2,520円)	
	(サ) 着信一括転送機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	基本機能の利用開始若しくは内容の変更又は追加機能の内容の変更(当社が別に定めるものに限り)の工事	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
		追加機能の利用開始又は内容の変更(上欄に規定するものを除きます。)	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	2,000円 (税込価格2,100円)
(シ) 着信課金機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1着信課金番号につき1の追加機能ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
(ス) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1契約者回線番号ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)		

カ 第2種サービスに係る付加機能の利用の開始又は変更に関する工事の場合	(ア) 番号情報送受信機能の利用開始又は変更に関する工事のとき		1追加番号ごとに	700円 (税込価格735円)	
	(イ) 通信中着信機能の利用開始又は変更に関する工事のとき		1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(ウ) 着信転送機能の利用開始又は変更に関する工事のとき		1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(エ) 発信電話番号受信機能の利用開始又は変更に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
		発信電話番号通知要請機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
	(オ) 迷惑電話おこわり機能の利用開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき		1登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(カ) 同時通信機能の利用開始又は変更に関する工事のとき		1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(キ) 着信情報送信機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(ク) ファクシミリ通信着信機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(ケ) 着信課金機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
		追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1着信課金番号につき1の追加機能ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
	(コ) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1契約者回線番号ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	キ 第3種サービスに係る付加機能の利用の開始又は変更に関する工事の場合	(ア) 番号情報送受信機能の利用開始又は変更に関する工事のとき		1追加番号ごとに	700円 (税込価格735円)
		(イ) 発信電話番号受信機能の利用開始又は変更に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1契約者回線ごとに
発信電話番号通知要請機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき				1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
(ウ) 迷惑電話おこわり機能の利用開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき			1登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
(エ) 同時通信機能の利用開始又は変更に関する工事のとき			1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
(オ) 着信課金機能に関する工事のとき		基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
		追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき		1着信課金番号につき1の追加機能ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
(カ) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき			1着信課金番号につき1の追加機能ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
ク 第1種サービスに係るその他契約内容の変更(当社が別に定めるものに限り)に関する工事のとき				1契約者回線番号ごとに	700円 (税込価格735円)
				1回線収容部又は1利用回線ごとに	2,400円 (税込価格2,520円)

2-2 利用の一時中断に関する工事		区 分	単 位	工事費の額			
(1)利用の一時中断の工事	ア 基本工事費 イ 交換機等工事費	(ア) (イ)から(ク)以外の工事	1の工事ごとに	1,000円(税込価格1,050円)			
		(イ) 第1種サービスに係る契約者回線番号の一時中断の工事	① ①から⑬以外の工事のとき	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	700円(税込価格735円)		
			(ウ) 第1種サービスに係る付加機能の利用の一時中断に関する工事	② 複数転送先着信転送機能の利用の一時中断に関する工事	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円(税込価格1,050円)	
				③ 事業所番号ルーチング機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円(税込価格1,050円)	
				④ 内線通信機能に係る基本機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円(税込価格1,050円)	
				⑤ 不在案内機能の基本機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円(税込価格1,050円)	
				⑥ 不在案内機能の追加機能の利用の一時中断に関する工事のとき	登録している1オリジナルガイドランスごとに	2,000円(税込価格2,100円)	
				⑦ メッセージ録音機能の基本機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円(税込価格1,050円)	
				⑧ メッセージ録音機能の追加機能の利用の一時中断に関する工事のとき	登録している1オリジナルガイドランスごとに	2,000円(税込価格2,100円)	
				⑨ 拠点間ローミング機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円(税込価格1,050円)	
				⑩ 多重回線収容機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1の多重回線収容グループごとに	2,400円(税込価格2,520円)	
				⑪ 着信一括転送機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円(税込価格1,050円)	
				⑫ 着信課金機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1着信課金番号ごとに	1,000円(税込価格1,050円)	
				⑬ 特定番号通知機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円(税込価格1,050円)	
				(エ) 第2種サービス又は第3種サービスに係る番号情報送出版機能の利用の一時中断の工事	① ②以外のとき	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	700円(税込価格735円)
					② 追加番号のみの利用の一時中断のとき	利用の一時中断をする1追加番号ごとに	700円(税込価格735円)
(オ) 第2種サービス又は第3種サービスに係る迷惑電話おとり機能の利用の一時中断の工事		1登録応答装置ごとに	1,000円(税込価格1,050円)				
(カ) 第2種サービスに係る着信情報送信機能の利用の一時中断の工事		1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円(税込価格1,050円)				
(キ) 第2種サービスに係るファクシミリ通信蓄積機能の利用の一時中断の工事		1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円(税込価格1,050円)				
(ク) 着信課金機能の利用の一時中断に関する工事のとき		1着信課金番号ごとに	1,000円(税込価格1,050円)				
(2)再利用の工事			2-1の工事費の額と同じ				

第3表 重複掲載料
電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(税込価格 525円)

第4表 付帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料
1契約ごとに 300円(税込価格 315円)

第2 支払証明書の発行手数料
支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 420円)

(注)支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

附 則
この約款は、平成15年10月29日から実施します。
(中略)

附 則 (平成22年5月31日西企管第28号)

第1条 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。
(経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、第2種契約者(複合通信機能を利用していない者に限ります。)については、当分の間、料金表第1表第1類第2(第2種サービスに係るもの)1(適用)(1)ア(ア)の表中備考欄の規定を適用しません。ただし、メニュー1に係る第2種契約者がその利用回線をI P通信網サービスのメニュー5-1の1Gb/sのプラン2に変更した場合又は第2種契約者が一般通信(おおむね3kHzの帯域による通話を除きます。)若しくは移動体通信(通話のみのものを除きます。)の利用の申出を行った場合は、この限りではありません。

第3条 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)

第4条 西企管第113号(平成20年3月27日)の附則第4条中「及び複合通信機能」を削除します。
2 西企管第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成22年5月31日」を「平成22年9月30日」に改めます。
3 西企管第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成22年5月31日」を「平成22年9月30日」に改めます。

基本的な技術的事項

品目及び細目	インタフェース種別	電気的/光学的条件		
		物理的条件	送出電圧等/光出力	その他
100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、400Mb/s、500Mb/s、600Mb/s、700Mb/s及び800Mb/sのもの	1000BASELX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-3dBm(平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠

端末設備貸出サービスに係る利用規約

(総則)

第1条 当社は、当社が別に定める音声利用IP通信網サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「端末設備貸出サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、約款で定める音声利用IP通信網サービスに関する付帯サービスとして端末設備貸出サービス(当社から音声利用IP通信網サービスの提供を受けるために必要となる約款附記10の2で定める端末設備を契約者へ貸与するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 この規約の規定が、約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定がこの規約の規定に優先して適用されるものとします。

3 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

(用語)

第2条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

(契約の単位)

第3条 当社は、第1種契約又は第2種契約1契約ごとに1の本サービスに係る利用契約を締結します。

(利用契約)

第4条 契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書を提出していただきます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込のあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込のあった端末設備を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (3) 契約者が、音声利用IP通信網サービス又は本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(端末設備の移転)

第5条 当社は、契約者から請求があったときは、その端末設備の移転を行います。

ただし、利用回線の移転に伴うものでない場合はこの限りではありません。

(端末設備の利用の一時中断)

第6条 当社は、その端末設備に係る第1種契約又は第2種契約において利用の一時中断があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(譲渡)

第7条 当社は、端末設備を提供している第1種契約又は第2種契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務を継承します。

(契約者による利用契約の解除)

第8条 契約者は、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う利用契約の解除)

第9条 当社は、第10条(端末設備の利用停止)の規定により端末設備の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、第10条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、端末設備の利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、端末設備に係る第1種契約又は第2種契約について契約の解除があったときは、その利用契約を解除します。

4 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(端末設備の利用停止)

第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、端末設備の利用を停止することがあります。

- (1) 第1種契約又は第2種契約において利用停止があったとき。
 - (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第16条(利用に係る義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により端末設備の利用を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。

(端末設備の種類)

第11条 当社は、タイプ1のメニュー1に係る第2種契約者(その利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ2に係るI P通信網サービスである場合に限ります。)から請求があったときは、その1の利用契約につき1のI P電話対応装置又は同時通信機能対応型I P電話対応装置を無償で貸与します。

ただし、当社は、同時通信機能対応型I P電話対応装置については、第2種契約者が同時通信機能、番号情報送出版機能又は映像通信機能を利用する場合その他当社が必要と認める場合に限り提供します。

2 当社は、タイプ2のメニュー1に係る第2種契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1のルータ機能付I P電話対応装置を無償で貸与します。

3 前2項の規定によるほか、当社は、第2種契約者(メニュー3に係る契約者を除きます。)から請求があったときは、その1の利用契約につき1の端末設備を料金表第1表(料金)の定めるところにより提供します。

(料金及び工事に関する費用の支払義務)

第12条 契約者は、その利用契約に基づいて当社から端末設備の提供を受けたとき又は工事を要する請求をし承諾を受けたときは、本規約に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。

2 料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払方法、割増金、延滞利息並びにその他料金の取扱いについては約款の規定を準用します。

(設置場所の提供等)

第13条 音声利用IP通信網サービスに係る利用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

2 当社が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

契約約款等

(切分責任)

第14条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、音声利用IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が提供する端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(免責等)

第15条 当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その契約者の損害（約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。）を賠償します。

(利用に係る義務)

第16条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の核検若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は音声利用IP通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - 当社が業務の遂行上支障がないと認めただけの場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - 端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- 2** 契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

(端末設備の返還等)

第17条 第8条（契約者による利用契約の解除）又は第9条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除となったときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額を請求することができます。

(その他)

第18条 本規約に定めのない事項は、約款の規定を準用します。

料金表

第1表 料金		1装置ごとに月額	
1 機器利用料		1-1 第1種サービスに係るもの	
区 分		料 金 額	
優先制御機能付ルータ装置		1,900円（税込価格1,995円）	
I P電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,050円）
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,050円）
	II 型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,575円）
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,575円）
ISDN (PRI) インターフェースを有するもの		5,400円（税込価格5,670円）	
備考			
1 優先制御機能付ルータ装置については、利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン2に係るI P通信網サービスである場合に限り提供します。			
2 I P電話対応装置について、I 型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が4までのもの、II型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が8までのものをいいます。			
3 I P電話対応装置 (ISDN (PRI) インターフェースを有するもの) を利用する場合、同時に通信可能なチャネル数は1装置ごとに23までとします。			

1-2 第2種サービスに係るもの		1装置ごとに月額	
(1) メニュー1に係るもの		区 分	
区 分		料 金 額	
タイプ1に係るもの	ルータ機能付IP電話対応装置	300円（税込価格315円）	
		同時通信機能対応型ルータ機能付I P電話対応装置	
	同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置	600円（税込価格630円）	
		同時通信機能・無線LAN対応型I P電話対応装置	
タイプ2に係るもの	無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置	基本装置	300円（税込価格315円）
		増設装置	300円（税込価格315円）

備考

- タイプ1に係るルータ機能付I P電話対応装置、同時通信機能対応型ルータ機能付I P電話対応装置及び同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置は、利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ1に係るI P通信網サービスである場合に限り提供します。
- 当社は、同時通信機能対応型ルータ機能付I P電話対応装置については、第2種契約者が同時通信機能、番号情報送受信機能又は映像通信機能を利用する場合その他当社が必要と認める場合に限り提供します。
- タイプ1に係る同時通信機能・無線LAN対応型I P電話対応装置は、利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ2に係るI P通信網サービスである場合に限り提供します。
- タイプ2に係る無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置については、利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン5又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3に係るI P通信網サービスである場合に限り提供します。
- 同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型I P電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 当社は、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置については、基本装置を利用する契約者に限り増設装置を提供します。

(2) メニュー2に係るもの		1装置ごとに月額		
区 分		料 金 額		
タイプ1に係るもの	I P電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,050円）
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,050円）
	II 型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,575円）	
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,575円）	
タイプ2に係るもの	I P電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,050円）
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,050円）
	II 型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,575円）	
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,575円）	
備考				
I P電話対応装置について、I 型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が4までのもの、II型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が8までのものとします。				

(3) メニュー3に係るもの		1装置ごとに月額	
区 分		料 金 額	
I P電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,050円）
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円（税込価格1,050円）
	II 型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,575円）
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円（税込価格1,575円）
ISDN(PRI) インターフェースを有するもの		5,400円（税込価格5,670円）	
複数I P電話対応装置集線装置	I 型	1,000円（税込価格1,050円）	
	II 型	5,400円（税込価格5,670円）	
備考			
1 I P電話対応装置について、I 型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が4までのもの、II型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が8までのもの、ISDN (PRI) インターフェースを有するものは1装置において同時に通信可能なチャネル数が23までのものをいいます。			
2 複数I P電話対応装置集線装置について、I 型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が32までのもの、II型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が100までのものをいいます。			

第2表 工事に関する費用

1 適用		区 分		内 容	
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費を合計して算定します。				
(2) 基本工事費の適用	ア 機器工事に関する工事費の額が29,000円(税込価格30,450円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格30,450円)を超える場合は29,000円(税込価格30,450円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。				
(3) 機器工事費の適用	機器工事費は、端末機器の工事を要する場合に適用します。				
(4) その他工事費の適用	基本工事費の適用、増設工事費の適用、工事費の減額適用については約款の規定を準用します。				

2 工事費の額 端末設備の設置、移転又は設定変更に関する工事

区 分		単 位		工事費の額	
基本工事費	1の工事ごとに	基本額	4,500円（税込価格4,725円）		
		加算額	3,500円（税込価格3,675円）		
機器工事費	1装置ごとに	別		別に算定する実費	

附 則

本規約は平成16年9月15日から実施します。
(中略)

附 則 (平成22年5月31日西企管第28号)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)利用規約

- 1 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」をお申し込みいただけるのは、ひかり電話のご契約者または料金のお支払者とさせていただきます。なお、一括送付、一括請求、分割請求、等についてはお申し込みいただけません。
 - 2 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」でご覧いただけるのは、前日までのご利用料金、通話明細です。(通話明細をご覧いただく際は、別途書面によるお申し込みが必要となります。なお、Lモード端末からは通話明細はご覧いただけません。)
 - 3 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」のご利用料金は通話明細の作成料も含めて無料です。ただし、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」をご利用いただくに必要となるインターネットへの接続等の利用環境についてはご利用になるお客様の負担で整えていただきます。また、インターネットへの接続にかかる費用はご利用になるお客様にご負担いただきます。
 - 4 ユーザIDとパスワードはご利用者の責任において管理していただくものとし、弊社は、ユーザID、パスワードの誤渡・貸与・忘失・盗用等に関する一切の責任を負いません。
 - 5 ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会は「Myビリング」サイトへ掲載した時点をもって、通知したものとさせていただきます。
 - 6 「通話明細」は過去2ヶ月分についてご覧いただけます。(「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」開始前の請求分についてはご覧いただけません。)なお、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の解約またはお客さま番号の変更を伴う異動をされた場合は、当該工事日までの請求分をもって「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」は解約となり、解約の約2ヶ月後をもって「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供を終了させていただきます。
- 回線の譲渡または承継をされた場合は、譲渡日または承継日の前料金月請求分をもって「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」は解約となり、解約の約2ヶ月後をもって「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供を終了させていただきます。
- 7 パスワードは5回連続して誤入力すると失効し、ログインすることができなくなります。万一失効した場合は、弊社お問い合わせ先フリーダイヤルまでご連絡下さい。パスワードを再発行させていただきます。
 - 8 弊社は、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供に関し、ユーザID、パスワード、お客さま番号によるセキュリティのチェックを行います。それ以上の保証を行うものではありません。
 - 9 ご利用者が次のいずれかに該当すると弊社が判断した場合、弊社は、お申し込みをお断りすること、又は何らの事前の通知または承諾なくして、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供を中止することがあります。
 - (1) ご利用者が第1項の条件に適合しなくなった場合
 - (2) 本規約の規定に違反した場合
 - (3) 上記(1)、(2)の他、弊社がご利用者として不適切であると判断した場合
 - 10 ご利用者は、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の利用にあたり、次の行為を行ってはいけません。
 - (1) 他人のユーザID、パスワードの不正使用
 - (2) 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」のシステムに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
 - (3) その他弊社がご利用者として不適切と判断する行為
 - 11 弊社は、次のいずれかに該当する場合、ご利用者への事前の通知または承諾なくして、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供を中断または中止することがあります。なお、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の中断または中止に起因して生じたいかなる損害についても弊社は一切責任を負わないものとします。
 - (1) システム保守、その他「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」運用上の必要がある場合
 - (2) 予期せぬ事故、天災(地震、洪水、津波等)、事変(戦争、暴動等)により「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供ができなくなった場合
 - (3) その他弊社が必要と判断した場合
 - 12 弊社は、ご利用者への事前の通知または承諾なくして、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供内容の全部または一部を変更することがあります。
 - 13 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」を解約する場合は、「弊社お問い合わせ先」にお申し出ください。
 - 14 弊社は、ご利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。本規約の変更については、弊社ウェブサイト上に公開する方法により、変更後の規約を掲載することで通知したものとさせていただきます。